

医療介護総合確保促進法
に基づく山梨県計画

【令和元年度計画】

令和2年01月

山梨県

目次

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方	1
(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定	9
(3) 計画の目標の設定等	10
(4) 目標の達成状況	16

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法	17
(2) 事後評価の方法	18

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

【医療分】

[事業区分1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の 施設又は設備の整備に関する事業	19
[事業区分2] 居宅等における医療の提供に関する事業	21
[事業区分4] 医療従事者の確保に関する事業	23

【介護分】

[事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業	42
[事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業	44

(2) 事業の実施状況	47
-------------	----

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

令和7年（2025年）に団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢社会を迎えるにあたり、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図り、地域において急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを切れ目や過不足なく確保する体制を整備していくことが、喫緊の課題となっている。

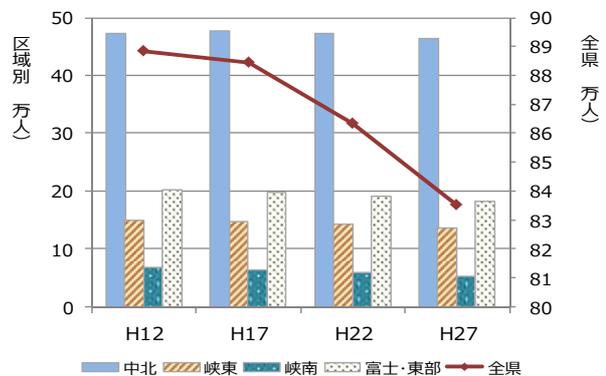
本県においても、今後、高齢化の一層の進展が見込まれており、現在の医療、介護サービスの提供体制のままでは十分な対応ができなくなることが考えられるため、平成37年を見据え、限られた医療、介護資源を有効に活用しながら、利用者の視点に立って必要なサービスを確保していく必要がある。

このため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条に基づく本計画を策定し、地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携の推進を図るための事業の実施や、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を図るための事業に取り組むことにより、本県における医療及び介護の総合的な確保を推進していく。

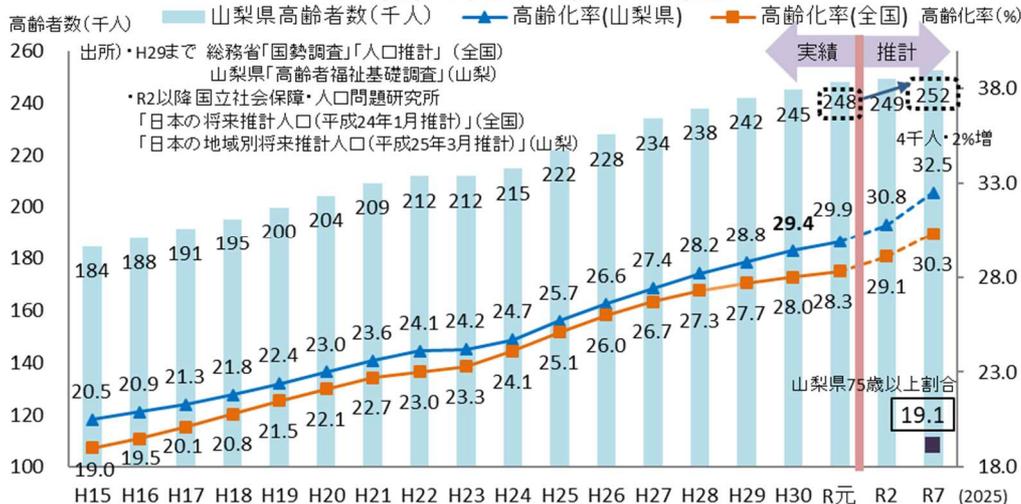
山梨県の人口 (単位：人)

	H12	H17	H22	H27
山梨県全県	888,172	884,515	863,075	834,930
中北	472,472	476,572	473,854	464,759
峡東	147,747	146,319	141,288	136,371
峡南	67,022	63,466	58,137	52,771
富士・東部	200,931	198,158	189,796	181,029

出所) 総務省「国勢調査」



山梨県の高齢者数・率の推移



[令和元年度計画に基づき実施する事業]

1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

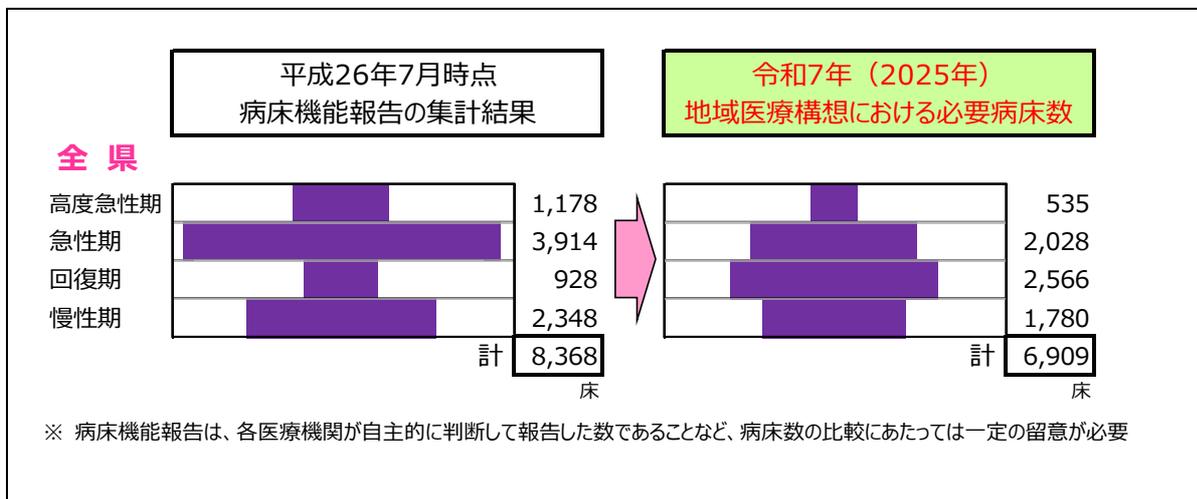
(医療分)

N o. 1 地域医療構想推進事業

N o. 2 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業

- 平成28年5月に策定した「山梨県地域医療構想」は、患者の状態に見合った病床で、その状態にふさわしい医療を受けられるようにすることができるための方向性を示すものとして、令和7年における必要病床数等を推計したものである。
- この構想で示した令和7年における機能区分別の必要病床数は、図表1のとおりであり、平成26年度の病床機能報告の結果と比較すると、急性期機能からの転換等による「回復期機能の充実・強化」や、今後在宅医療等での対応が必要とされる「慢性期機能の見直し」が課題となっている。
- このため、令和7年を見据えて、在宅医療等による患者の受け皿を整備していくとともに、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を本格化し、病床の機能分化・連携を推進していく。

図表1 令和7年における機能区分別の必要病床数（出典「山梨県地域医療構想」）



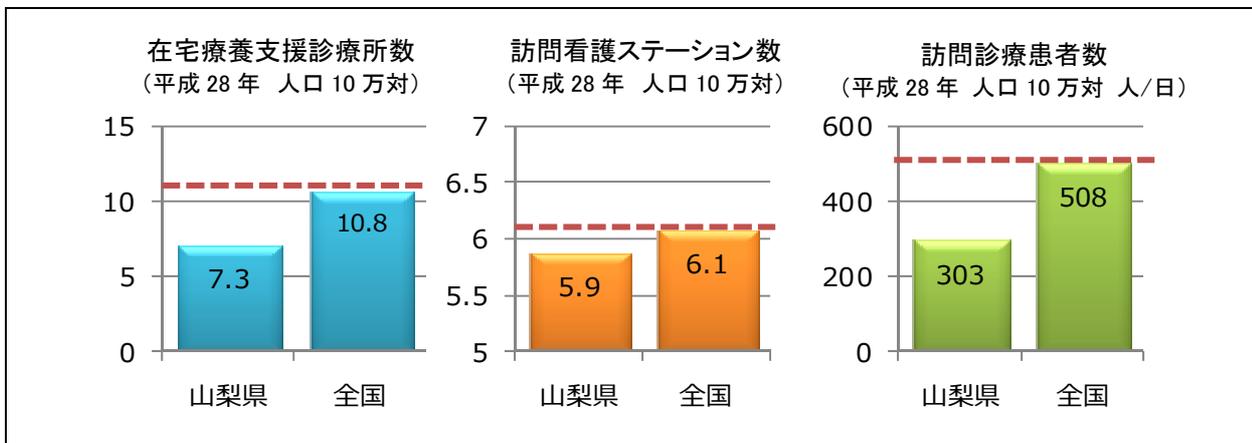
2 居宅等における医療の提供に関する事業

(医療分)

- No. 3 在宅医療推進協議会設置事業
- No. 4 在宅歯科医療連携室整備事業

- 令和7年における在宅医療等の医療需要は、県全体で1日あたり8,201人と推計されている。この内、訪問診療の受領者は1日あたり3,508人の対応が必要となっているが、平成28年度の訪問診療の受領者は1日あたり2,577人となっており、体制の整備が必要となっている。
- 本県は、図表2のとおり、人口10万人対の在宅療養支援診療所数が全国平均を大きく下回るほか、平成28年における訪問診療患者数が人口10万人対で全国43位となるなど、在宅医療の提供体制は総じて脆弱な状況となっている。
- このため、引き続き在宅医療に取り組みやすい環境を整備し、在宅医療を担う医師、歯科医師、看護師等の確保・養成や、医師連携・多職種連携体制の構築等に向けた取組を総合的に推進していく。

図表2 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、訪問診療患者の数
(出典「山梨県地域医療構想」)



3 介護施設等の整備に関する事業

(介護分)

事業番号 1 山梨県介護施設等整備事業

- 本県ではこれまで、自宅での生活が困難な高齢者が安心して生活できるよう、特別養護老人ホーム等の整備を計画的に実施してきた。これにより、本県の要介護認定者数に対する特別養護老人ホームの定員数は、全国でも上位に位置している。

図表 3 特別養護老人ホーム整備状況（平成 30 年度）

	65歳以上人口 a	要介護認定者数 b	特別養護老人ホーム定員数		要介護認定者のうち 入所待機者数		入所待機者の割合 d/b*100
			65歳以上千人当たり定員数 c/a	要介護認定者千人当たり定員数 c/(b/1000)	d		
全国合計	35,578千人	6,544,738人	623,112人	17.5人	95.2人	292,567人	4.5%
山梨県	248千人	39,393人	5,027人	20.3人	127.6人	4,860人	12.3%

- ・65歳以上人口(a)は平成30年10月1日現在。「総務省人口推計」より
- ・要介護認定者数(b)は平成30年9月末現在。「介護保険事業状況報告月報(厚生労働省)」より
- ・定員数(c)は平成30年10月1日現在。静岡県調査
- ・入所待機者数(d)は平成28年厚生労働省調査(調査時点は都道府県によって異なる)

- しかし、特別養護老人ホームへの入所申込者(待機者)は、依然として全国平均より多く、入所の必要性の高い方(在宅の要介護度4・5の方)も相当数待機している状況にある。
- これら必要性の高い待機者の数は、健康長寿やまなしプランに基づく施設整備等により減少してきたが、今後、高齢化は更に進展することが見込まれており、それに伴う待機者の増加に対応するため、計画的な施設整備が必要となる。
- このため、居宅での生活が困難な高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域密着型を基本として特別養護老人ホーム等の整備を進めていく。
- また既存の特別養護老人ホームについて、高齢者のプライバシー保護のための施設改修を支援し、生活環境の向上を図っていく。

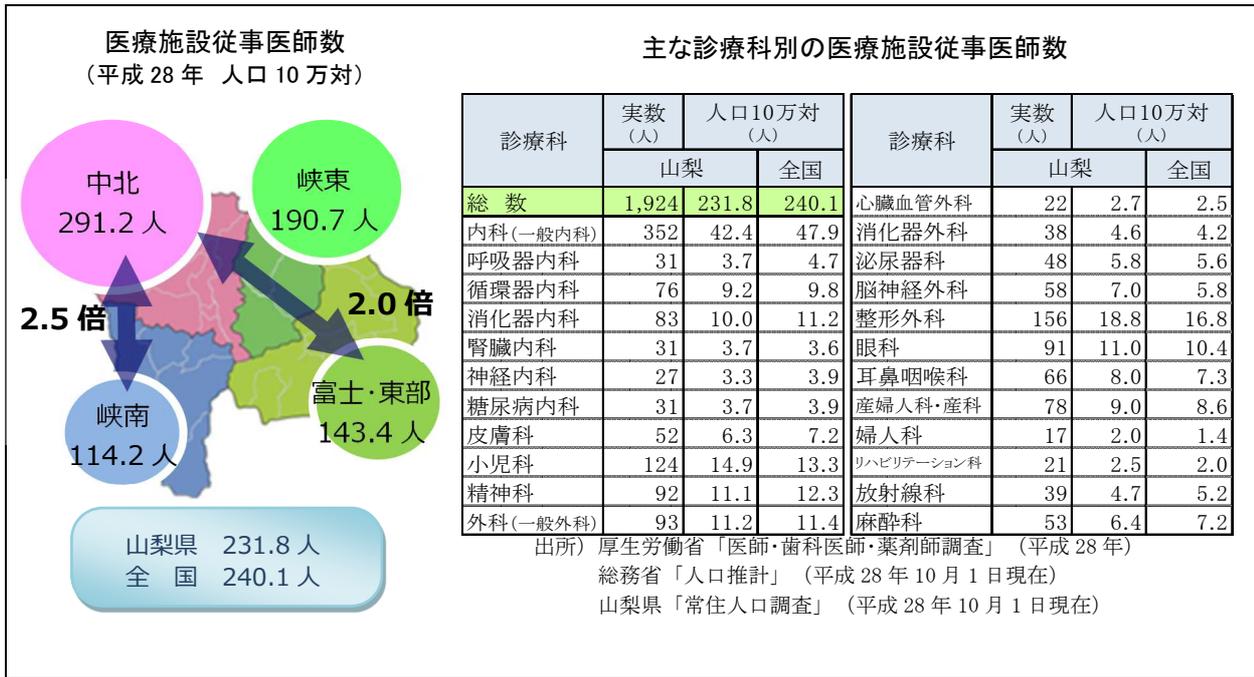
4 医療従事者の確保に関する事業

(医療分)

- No. 5 地域医療支援センター運営事業
- No. 6 医師派遣推進事業
- No. 7 医療勤務環境改善支援センター運営事業
- No. 8 医学生等体験研修事業
- No. 9 産科医等確保対策事業
- No. 10 小児救急医療体制確保事業
- No. 11 救急搬送受入支援事業
- No. 12 新人看護職員研修事業
- No. 13 看護職員資質向上推進事業
- No. 14 看護職員確保対策事業
- No. 15 医療と生活をつなぐ看護人材育成事業
- No. 16 看護師等養成所運営費補助事業
- No. 17 病院内保育所運営費補助事業
- No. 18 看護職員就労環境改善事業
- No. 19 心身障害児者歯科診療体制強化事業
- No. 20 看護師等勤務環境改善支援事業
- No. 21 歯科衛生士確保対策事業
- No. 22 口腔健康管理実施のための人材育成事業

- 平成28年における本県の医療施設従事医師数は、図表4のとおり、人口10万人対で231.8人であり、全国平均(240.1人)を下回る。
加えて、医療圏域別の人口10万対医師数では、中北区域に医師が集中する一方で、峡南区域、富士・東部区域では医師数が極めて少なく地域偏在が顕著となっている。
- また、平成28年における本県の就業看護師・就業准看護師数は、図表5のとおり、人口10万人対で1,198.7人であり、県全域では全国平均(1,160.1人)を上回っている。
加えて、医療圏域別では、中北区域や峡東区域に看護職員が集中し、峡南区域や富士・東部区域との間で、地域偏在が顕著となっている。
- 地域に必要な医療従事者の確保が困難になっている背景としては、若い世代の職業意識の変化や医療ニーズの多様化、医師の偏在等が挙げられる。特に、当直や交替制勤務を行う医療従事者の勤務環境が厳しい状況に置かれていることから、勤務環境の改善を一層進めることにより、人材の定着を図ることが必要である。
- このため、医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、潜在看護職員の再就業支援、チーム医療の推進等に必要な事業を総合的に実施し、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進していく。

図表4 医療施設従事医師数



図表5 就業看護師・就業准看護師数 (平成28年人口10万対)



5 介護従事者の確保に関する事業

(介護分)

- 事業番号 2 介護人材確保・定着対策魅力発信事業(介護アンバサダー設置等)
 事業番号 3 // (合同入職式等開催)
 事業番号 4 ICT導入支援事業

- より良い介護サービスの提供のためには、介護人材の確保と資質の向上が必要であるため、県ではこれまで、介護人材の養成事業や職業訓練を実施して、介護人材の確保を図ってきた。
- しかし、介護事業所の人手不足感は解消せず、県内の介護サービス事業所を対象とした平成30年度の調査結果を見ると、事業所の82.5%が、従業員が不足していると回答しており、特に、訪問介護員(84.7%)、介護職員(77.7%)の不足感が高くなっている(介護労働安定センター「平成30年度介護労働実態調査・山梨県版」)。介護分野の有効求人倍率や離職率は、全産業中でも上位に位置しており、需要と供給のバランスが取れていない状況である。

図表6 従業員の過不足の状況(山梨県)

	当該職種のある事業所数	①	②	③	④	⑤	不足感 ①+ ②+ ③)
		大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰	
全体	23	4.3	30.4	47.8	17.4	—	82.5
訪問介護員	13	15.4	30.8	38.5	15.4	—	84.7
サービス提供責任者	11	9.1	9.1	9.1	72.7	—	27.3
介護職員	18	22.2	11.1	44.4	22.2	—	77.7
看護職員	19	5.3	10.5	31.6	52.6	—	47.4
生活相談員	15	—	13.3	6.7	80.0	—	20.0
PT・OT・ST等	7	42.9	—	14.3	42.9	—	57.2
介護支援専門員	12	8.3	16.7	25.0	50.0	—	50.0

出所：平成30年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)

- 厚生労働省の推計によると、本県の介護職員数は、13,029人(平成29年度)となっており、高齢化の進展等に伴って、今後も介護サービス利用者は増加し、平成37年(2025年)には、本県では現状の1.2倍程度の15,126人の介護人材が必要となると見込まれている。
- このため令和元年度では、課題の解決に向けて、山梨県地域医療介護総合確保計画事業である介護人材の確保定着促進事業、資質向上推進事業を継続して実施し、更に以下の取組を推進していく。

[課題解決に向けた取組]

○介護人材の資質向上の推進

- 要介護高齢者が増加する中、介護支援専門員の資質や専門性の向上はさらに重要度が
増しているため、他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成
し、専門性の高い指導者の確保を図る。

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

山梨県における医療介護総合確保区域については、中北地域、峡東地域、峡南地域、富士・東部地域を区域とする。

- 二次医療圏及び老人福祉圏域と同じ
- 二次医療圏及び老人福祉圏域と異なる
(異なる理由：)



区域名	面積 (km ²)	人口 (人、H27)	人口密度 (人/km ²)	高齢化率 (H31)	構成市町村
中北区域	1,335.5 (29.9%)	464,759 (55.7%)	348.0	28.3%	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、昭和町
峡東区域	755.8 (16.9%)	136,371 (16.3%)	180.4	31.5%	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南区域	1,060.0 (23.8%)	52,771 (6.3%)	49.8	38.6%	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部区域	1,309.3 (29.4%)	181,029 (21.7%)	138.3	30.3%	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

出所) 国土地理院「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」
 総務省「平成27年国勢調査」
 山梨県「平成31年度高齢者福祉基礎調査」

(3) 計画の目標の設定等

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成30年度～令和2年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・ 高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・ 急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・ 回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・ 慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140施設（H27）→ 154施設（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20施設（H27）→ 23施設（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7施設（H28）→ 9施設（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50施設（H27）→ 56施設（R2）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40施設（H27）→ 45施設（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 45施設（H28）→ 51施設（R2）

- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 施設 (H27) → 92 施設 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,719 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,139 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6% (R5)
- ナースセンター事業再就業者数 430 人 (H28) → 443 人 (R5)
- MFICU 病床数 6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数 30 床 (H29) → 30 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、労働環境の改善のため介護ロボット・ICTの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和7年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。
介護職員数 13,029 人 (H29) → 13,746 (H32)

2. 計画期間

令和元年4月1日～令和6年3月31日

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,353床（R7）
 - ・回復期機能 263床（H26）→ 1,227床（R7）
 - ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,161床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77施設（H27）→ 86施設（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12施設（H27）→ 13施設（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3施設（H28）→ 4施設（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27施設（H27）→ 30施設（R2）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22施設（H27）→ 25施設（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所（H28）→ 29箇所（R2）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所（H27）→ 58箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 821床

- 認知症高齢者グループホーム 677床 → 713床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 9カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 15カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 5カ所

2. 計画期間

令和元年4月1日～令和6年3月31日

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 279床（R7）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 978床（R7）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 419床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28施設（H27）→ 30施設（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3施設（H27）→ 4施設（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
 - 2施設（H28）→ 2施設（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11施設（H27）→ 12施設（R2）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数
 - 7施設（H27）→ 7施設（R2）

- 在宅療養支援歯科診療所 9 施設 (H28) → 10 施設 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 施設 (H27) → 18 施設 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 368 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 231 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

令和元年4月1日～令和6年3月31日

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310 床 (H26) → 78 床 (R7)
 - ・回復期機能 26 床 (H26) → 102 床 (R7)
 - ・慢性期機能 124 床 (H26) → 83 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2 箇所 (H27) → 2 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 病院 (H28) → 2 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
6 箇所 (H27) → 7 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 2 箇所 (H28) → 3 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床 → 143 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 計画期間

令和元年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも 1～2 時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床 (H26) → 318床 (R7)
 - ・回復期機能 0床 (H26) → 259床 (R7)
 - ・慢性期機能 151床 (H26) → 117床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26箇所 (H27) → 28箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3箇所 (H27) → 4箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
 - 0病院 (H28) → 1病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9箇所 (H27) → 10箇所 (R2)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数
 - 5箇所 (H27) → 6箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8箇所 (H28) → 9箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11箇所 (H27) → 12箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 329床 → 387床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7カ所 → 9カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0カ所 → 1カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2カ所 → 4カ所

2. 計画期間

令和元年4月1日～令和6年3月31日

(4) 目標の達成状況

別紙「事後評価」のとおり

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

【医療分】

- 平成 30 年 10 月 31 日
～11 月 1 日 平成 31 年度計画の策定について、県医師会、県歯科医師会及び県看護協会へ説明・意見交換
- 平成 30 年 11 月 1 日 県医師会、各地区医師会、県民間病院協会、県官公立病院等協議会、県精神科病院協会、県民主医療機関連合会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、県栄養士会、県助産師会、各医療機関、各市町村及び県関係各課に対し、事業提案募集通知を发出（県ホームページにも掲載）
- 平成 31 年 1 月 11 日
～2 月 28 日 事業提案団体等から聞き取り
- 平成 31 年 1 月 15 日 地域医療構想調整会議（富士・東部地域）開催
- 平成 31 年 1 月 17 日 地域医療構想調整会議（峡東地域）開催
- 平成 31 年 1 月 18 日 地域医療構想調整会議（中北地域）開催
- 平成 31 年 1 月 25 日 地域医療構想調整会議（峡南地域）開催
- 平成 31 年 3 月 5 日
～ 6 日 事業計画案について、県医師会、県歯科医師会及び県看護協会に説明・意見交換
- 令和元年 7 月 2 日 山梨県医療審議会開催、事業計画案について協議
※委員構成： 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、山梨大学医学部附属病院、県民間病院協会、県精神科病院協会、県官公立病院等協議会、県老人保健施設協議会、県リハビリテーション病院・施設協議会、県訪問看護ステーション連絡協議会、県市長会、県町村会、県国民健康保険団体連合会、県社会福祉協議会、県交通安全母の会連合会、県連合婦人会、学識経験者

【介護分】

- 令和元年 8 月 23 日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- 令和元年 8 月 28 日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

(2) 事後評価の方法

計画の事後評価にあたっては、山梨県医療審議会、山梨県地域包括ケア推進協議会あるいは個別分野に関して設置されている協議会等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	【No.1 (医療分)】 地域医療構想推進事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 741,076 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	医療機関、山梨県					
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	患者の状態に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、不足する回復期機能への転換を促す必要がある。 アウトカム指標： 令和元年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 182 床/年					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想を達成するため、医療機関等が行う回復期等への転換に係る検討や施設整備の費用に対して支援する。 ・地域医療構想調整会議で活用する医療提供体制のあり方に係る調査・分析等を行う。 					
アウトプット指標	施設整備を行う医療機関 4 箇所					
アウトカムとアウトプットの関連	医療機能の分化・連携に資する事業を実施することにより、構想の実現に向けて必要とされる回復期機能の充実強化が促進される。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 741,076	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) —
		基金	国 (A)	(千円) 252,066	民	(千円) —
			都道府県 (B)	(千円) 126,033		うち受託事業等 (再掲) (注2)
			計 (A+B)	(千円) 378,099		
			その他 (C)	(千円) 362,977		0
備考 (注3)	R 元:128,114 千円、R2:128,992 千円、R3:120,993 千円					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業							
事業名	【No.2 (医療分)】 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 11,892 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体							
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)							
事業の期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想上必要となる慢性期機能病床の見直しを進めるためには、病院や介護関係者、訪問看護間での調整や連携を行うための体制整備が必要である。							
	アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床の減少 2,348床 (H26) → 1,780床 (R7) (568床減少)							
事業の内容	病院関係者やケアマネジャー、訪問看護師等多職種のネットワーク化を推進するため、拠点となる支援センターの設置に対して支援する。							
アウトプット指標	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 103件 (H29年度) → 120件 (H31年度)							
アウトカムとアウトプットの関連	入院患者の早期・円滑な在宅復帰に向けたネットワークの構築により、患者の地域移行が図られ、慢性期機能病床の見直しなど、病床の機能分化・連携が推進される。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	(千円)		
		(A+B+C)		11,892		0		
		基金	国 (A)			(千円)	公民の別 (注1)	(千円)
			都道府県 (B)			(千円)		7,928
			計 (A+B)			(千円)		11,892
その他 (C)		(千円)	0	うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)	7,928			
備考 (注3)								

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	【No.3 (医療分)】 在宅医療推進協議会設置事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 2,187 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部					
事業の実施主体	山梨県医師会、地区医師会 (10 地域)					
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	高齡化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、 訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。 アウトカム指標： ・ 訪問診療を実施する病院・診療所数 140 施設 (H27) → 154 施設 (R2) ・ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設 (H27) → 56 施設 (R2)					
事業の内容	県医師会及び地区医師会における在宅医療に取り組む医師及び多職種 からなる協議会の設置、地域及び全県における在宅医療の課題の検討、 研修会等の開催に対して支援する。					
アウトプット指標	全県及び 10 地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6 (H29) → 11 (H31)					
アウトカムとアウトプット の関連	全県及び 4 区域に在宅医療推進協議会を設置し、課題の検討や研修会 の開催を通じて在宅医の拡大を促進することで、訪問診療や在宅看取 りを行う医療機関の増加を図る。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 2,187	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 0
		基金	国 (A)	(千円) 1,458	民	(千円) 1,458
			都道府県 (B)	(千円) 729		うち受託事業等 (再掲) (注 2)
			計 (A+B)	(千円) 2,187		(千円) 0
			その他 (C)	(千円) 0		
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業								
事業名	【No.4 (医療分)】 在宅歯科医療連携室整備事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 3,506 千円				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体								
事業の実施主体	山梨県 (山梨県歯科医師会委託)								
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日								
背景にある医療・介護ニーズ	在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅歯科医療における医科や介護など多職種と連携した医療提供体制の強化が必要である。								
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 51 施設(R2)								
事業の内容	歯科医療連携室を設置し、①医科・介護等との連携・調整、②在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、③在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。								
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療に関する相談件数 113 件 (H29) →130 件 (H31) 在宅歯科医療機器の貸出件数 427 件 (H29) →450 件 (H31) 								
アウトカムとアウトプットの関連	在宅歯科医療連携室を設置し、医科・介護等との連携・調整を図るとともに在宅歯科医療機器の貸出等在宅歯科医療の推進を図ることで、県内における在宅歯科医療提供体制の強化、在宅療養支援歯科診療所数の増加を図る。								
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	(千円)			
		基金	国 (A)			(千円)	民	(千円)	
			都道府県 (B)			(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)	(千円)
			計 (A+B)			(千円)			2,337
		その他 (C)		(千円)			(千円)	2,337	
			0			0			
備考 (注3)									

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No.5 (医療分)】 地域医療支援センター運営事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 24,602 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県 (山梨大学委託)					
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医師不足の深刻化に加え、地域の医療機関に勤務した場合に将来のキャリア形成に不安を感じることにより、医師の地域偏在が生じているため、医師のキャリア形成と医師確保を一体的に支援することが必要である。</p> <p>アウトカム指標：医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] 中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H28) → 1.5 倍以下 (R2) 中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H28) → 2.5 倍以下 (R2) 中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H28) → 2.0 倍以下 (R2)</p>					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 ・県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域卒医学生等に対する面談等を実施する。 ・地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。 					
アウトプット指標	<p>地域医療支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域卒医学生等への面談者数 40 人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10 人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1 回 (25 人) ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回 (50 人) <p>※本県では医師修学資金貸与者に対して県内の公立病院等へ勤務することにより返還免除としているが、特に配置調整まではしていなかったため、キャリア形成プログラムは作成していない状況にある。今後平成 27 年度からの貸与者については卒業後に知事が勤務先を指定するよう条例改正をしたため、令和 3 年度からは配置調整を行うことになることから、令和元年度中にキャリア形成プログラムの作成を予定。</p>					
アウトカムとアウトプットの関連	斡旋等により医師不足病院への医師確保を支援することで地域偏在を解消し、また研修会等を開催することにより地域の医療機関でもキャリア形成ができる環境を整えることで医師の定着を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 24,602	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	(千円) 16,401
		基金	国 (A)	(千円) 16,401		
			都道府県	(千円)	民	(千円)

		(B)	8,201	(注1)		0
		計(A+B)	(千円) 24,602			うち受託事業等 (再掲)(注2)
		その他(C)	(千円) 0			(千円) 0
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業									
事業名	【No.6 (医療分)】 医師派遣推進事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 75,052 千円						
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体									
事業の実施主体	山梨大学									
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日									
背景にある医療・介護ニーズ	県内に 4 つある二次医療圏のうち、3 つの医療圏で人口 10 万人あたりの医療施設従事医師数が全国及び全県の平均を下回っており、1 つの医療圏に医師が偏在しているため、医師の地域偏在の解消が必要である。									
	アウトカム指標：医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] 中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H28) → 1.5 倍以下 (R2) 中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H28) → 2.5 倍以下 (R2) 中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H28) → 2.0 倍以下 (R2)									
事業の内容	医師派遣調整検討委員会における協議を踏まえ、医師不足病院に対し医師派遣を行う山梨大学の運営等に対し支援する。									
アウトプット指標	派遣医師数 10 人									
アウトカムとアウトプットの関連	医師を派遣することにより、医師不足病院の医師確保を支援し、医師の地域偏在の解消を図る。									
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公 民	(千円)			
		(A + B + C)		75,052			50,035	0		
		基金	国 (A)						(千円)	うち受託事業等 (再掲) (注 2)
			都道府県 (B)						(千円)	
			計 (A + B)						(千円)	
その他 (C)		(千円)	0	0						
備考 (注 3)										

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.7 (医療分)】 医療勤務環境改善支援センター運営事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 1,525 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県						
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニ ーズ	<p>県民が将来にわたり安全で質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境改善により、医療に携わる人材の確保を図ることが必要である。</p> <p>アウトカム指標： 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5) 就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)</p>						
事業の内容	医療機関における勤務環境改善の自主的な取組を支援するためのセンターを設置し、マネジメントシステムの普及・導入支援、相談対応、情報提供等を実施する。						
アウトプット指標	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 3 施設						
アウトカムとアウトプットの 関連	医療勤務環境改善支援センターを設置し、研修会等の実施を通じて医療機関による勤務環境改善に向けた自主的な取組を支援することで、医療従事者の確保を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 1,525	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 1,017	
		基金	国 (A)	(千円) 1,017		民	
			都道府県 (B)	(千円) 508			(千円) 0
			計 (A+B)	(千円) 1,525			うち受託事業等 (再掲) (注2)
			その他 (C)	(千円) 0		(千円) 0	
備考 (注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No.8 (医療分)】 医学生等体験研修事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 1,298 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨大学					
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	本県では 4 つの二次医療圏のうち 1 つの医療圏に医師が偏在している 状況にあり、また在宅医療提供体制が不十分な状況にあるため、将来 の地域医療従事者・在宅医療従事者を確保するために、学生のうちか ら意識付けを図ることが必要である。					
	アウトカム指標： 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設 (H27) → 56 施設 (R2)					
事業の内容	在宅医療に取り組む医療従事者の確保に向け、在宅医療への意識付 けを図るため山梨大学・県立大学の医学生・看護学生を対象に、在 宅医療機関での体験実習の実施を支援する。					
アウトプット指標	医学生・看護学生の在宅医療体験研修 30 人					
アウトカムとアウトプット の関連	在宅医療体験実習を実施、情報交換をすることで、医学生等への在宅 医療への意識付けを図る。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 1,298	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 865
		基金	国 (A)	(千円) 865		
			都道府県 (B)	(千円) 433		(千円) 0
			計 (A+B)	(千円) 1,298		うち受託事業等 (再掲) (注 2) (千円)
			その他 (C)	(千円) 0		0
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No.9 (医療分)】 産科医等確保対策事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 74,000 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨大学、医療機関、助産所					
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	過酷な勤務状況にある産科医師や新生児医療担当医師は県内で充足して いるとはいえ、医師確保のための支援が必要となっている。 アウトカム指標： 産科医師数 61 人 (H30) → 61 人以上 (R 元) 新生児医療担当医師数 35 人 (H30) → 35 人以上 (R 元)					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 産科医師を養成・確保するため、県内統一の産科後期研修プログラムの運営及び研修医の募集を支援する。 産科医師等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。 新生児医療担当医師に対し手当を支給する医療機関を支援する。 					
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> 新たな後期研修医の確保 2 人 分娩手当支給者数 63 人 NICU 入室児担当手当支給数 7 人 					
アウトカムとアウトプットの 関連	研修プログラム等への支援を行うことにより、産科医師を確保するとともに、産科医師や新生児医療担当医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援することにより、周産期医療提供体制の維持・充実を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 74,000	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 20,946
		基金	国 (A)	(千円) 32,075	民	(千円) 11,129
			都道府県 (B)	(千円) 16,037		うち受託事業等 (再掲) (注2)
			計 (A+B)	(千円) 48,112		(千円) 0
			その他 (C)	(千円) 25,888		
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.10 (医療分)】 小児救急医療体制確保事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 78,936 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県小児救急医療事業推進委員会、山梨県 (甲府市医師会委託)						
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニ ーズ	県内の小児救急医は充足しているとはいえないため、休日及び夜間において、入院治療を必要とする小児の重症患者に対する医療体制を維持・確保するとともに、医師の負担軽減を図るため、不要・不急の受診を抑制する必要がある。						
	アウトカム指標：小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37 人 (H29) → 38 人 (R 元)						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間に、小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れる体制を整備するための経費に支援する。 ・休日・夜間に、小児患者の保護者等向けの専門の看護師による電話相談体制を整備する。 						
アウトプット指標	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7 病院 (H29) → 7 病院 (R 元) 小児救急電話相談件数 年間 13,620 件(H29)→目標 年間 13,630 件 (R 元)						
アウトカムとアウトプットの 関連	小児二次救急輪番体制の維持や、不要な小児救急医療の受診を減らすことにより、小児救急医の負担を軽減し、小児科医の確保を図る。						
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 78,936	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 25,401	
		基金	国 (A)	(千円) 39,923		民	
			都道府県 (B)	(千円) 19,961			(千円) 14,522
			計 (A+B)	(千円) 59,884			うち受託事業等 (再掲) (注2)
			その他 (C)	(千円) 19,052		(千円) 14,522	
備考 (注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業							
事業名	【No.11 (医療分)】 救急搬送受入支援事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 63,926 千円				
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体							
事業の実施主体	最終受入医療機関							
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日							
背景にある医療・介護ニ ーズ	本県では救急専門医の人数が少ないため、救急搬送において搬送先の医療機関を速やかに決定するなど円滑な受入体制を構築することにより、救急専門医の負担を軽減し人材を確保する必要がある。							
	アウトカム指標：救急専門医 20 名 (H30) → 21 名 (R 元)							
事業の内容	患者の疾病別の搬送のルール化や最終受入医療機関の継続的な確保など救急患者の受入体制を整備することにより、受入医療機関の医師のスキルアップを図るとともに、救急専門医の負担を軽減し人材の確保を行う。							
アウトプット指標	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送 1 件あたりの平均受入要請回数 1.4 回 (H29) → 1.3 回 (R 元)							
アウトカムとアウトプットの 関連	最終受入医療機関を維持確保し、救急搬送受入困難事案を解消することにより、救急専門医の負担軽減や救急医療体制の充実、救急専門医の確保を図る。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充 当額 (国費) におけ る公 民の別 (注 1)	公	(千円)	
		(A+B+C)		63,926			7,102	
		基金	国 (A)			(千円)		
			都道府県 (B)			(千円)		(千円)
			計 (A+B)			(千円)		7,102
その他 (C)		(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注 2)	(千円)			
		42,620			0			
備考 (注 3)								

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No.12 (医療分)】 新人看護職員研修事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 25,652 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県 (山梨県立大学、山梨県看護協会委託)、各医療機関					
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	医療機関において看護職員が不足している中、新人看護職員に対しても質の高い看護が求められる。そのため、新人看護職員の研修の充実を図る必要がある。					
	アウトカム指標：就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (H35)					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、自施設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対象とした合同研修を実施する。 ・実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実施体制を確保する。 					
アウトプット指標	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 <ul style="list-style-type: none"> ・多施設合同研修の実施 (6 日間・50 人) ・教育担当者研修の実施 (4 日間・30 人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (16 病院・計 270 人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3 日間・70 人) 					
アウトカムとアウトプットの 関連	新人看護職員及び指導者等への研修を支援することにより、新人看護職員の質の向上を図り、就業看護職員を確保する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 25,652	基金充当 額	公	(千円) 5,526
		基金	国 (A)	(千円) 9,224	における 公民の別 (注 1)	民
			都道府県 (B)	(千円) 4,612		
			計 (A+B)	(千円) 13,836		
			その他 (C)	(千円) 11,816		うち受託事業等 (再掲) (注 2) (千円) 270
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No.13 (医療分)】 看護職員資質向上推進事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 21,397 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県 (一部山梨県看護協会委託)、山梨県立大学					
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	将来に向け看護職員を確保するためには、個々の能力開発や資質の向上を図り、自信と誇りをもって看護業務に従事できるよう職能別研修等ニーズにあった支援を行う必要がある。					
	アウトカム指標：就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (H35)					
事業の内容	看護職のラダーや職能別の研修、実習施設の指導者への研修、潜在看護職員等の有資格看護職者を対象とした復職支援研修を実施するとともに、認定看護師の養成を支援する。					
アウトプット指標	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施 (2～5 日間・計 200 人) ・潜在看護職員復職研修事業 (3～5 日間・計 20 人) ・看護職員実習指導者講習会の実施 (長期 40 日間・40 人、特定分野 10 日間・12 人) ・看護職員専門分野研修の実施 (認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間・計 50 人)					
アウトカムとアウトプットの関連	各看護職員の個々のキャリアに応じた研修の実施を支援することにより、資質やモチベーションの向上を図り、就業看護職員を確保する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 21,397	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 4,838
		基金	国 (A)	(千円) 6,337		(千円) 1,499
			都道府県 (B)	(千円) 3,169		
			計 (A+B)	(千円) 9,506		
			その他 (C)	(千円) 11,891	民	うち受託事業等 (再掲) (注 2) (千円) 1,499
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No.14 (医療分)】 看護職員確保対策事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 3,123 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)					
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	<p>県内病院の看護職員の離職率が高い現状であるため、看護職員の離職予防・定着促進や、潜在的看護職員の再就業促進などの取り組みを実施し、就業看護職員数を確保することが必要である。</p> <p>アウトカム指標： 就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (H35)</p>					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の看護職員を対象に、仕事に関する悩みや不安を気軽に相談できるよう臨床心理士による相談窓口を設置し、心の悩みを解消する。 ・ ナースセンターのナースバンク事業において、離職者等を含めた未就業者に対する就業支援を強化する。 (ナースバンク事業における第 5 次 NCCS 更新・運用等に要する経費) ・ 潜在看護職員の再就業を効果的に進めるため、ナースセンターと公共職業安定所 (ハローワーク) が連携し、情報共有を行うとともに、ハローワークを巡回し就業相談を実施する。 					
アウトプット指標	<p>就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月 1 回 (毎月実施)</p> <p>ナースセンターの就業相談における就業者数 430 人 (H29) → 430 人以上 (R 元)</p> <p>ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内 7 箇所 月 1 回・相談件数 80 件/年</p>					
アウトカムとアウトプットの 関連	専門職のカウンセリングを受けられる体制づくりや、未就業者への再就業支援を行うことにより、看護職員の就業及び定着促進を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 3,123	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公 民	(千円) 0 (千円) 2,082 うち受託事業等 (再掲) (注 2) (千円) 2,082
		基金	国 (A)	(千円) 2,082		
			都道府県 (B)	(千円) 1,041		
			計 (A+B)	(千円) 3,123		
			その他 (C)	(千円) 0		
備考 (注 3)						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No.15 (医療分)】 医療と生活をつなぐ看護人材育成事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 7,492 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)					
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	本県では、常勤換算 3～5 人の小規模訪問看護ステーションが約 6 割を 占めており、個々の事業所では新人の養成等が難しいため、人材の確 保と育成を図る必要がある。 アウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H30.4.1) → 360 人 (H32.4.1)					
事業の内容	学生や潜在看護師等を対象にした研修により看護師を確保するととも に、採用施設や新人訪問看護師を対象にした教育研修により質の向上 を図る。					
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師動機付け研修 (計 2 日間・20 人) ・新人訪問看護師教育研修 (計 4 回・14 人) ・新人訪問看護師採用育成支援事業 (計 29 人) ・訪問看護師養成研修会 (計 14 日間・40 人) 					
アウトカムとアウトプット の関連	学生等を対象とする研修により訪問看護師を確保し、教育研修等によ り定着を図る。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 7,492	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 0
		基金	国 (A)	(千円) 4,995	民	(千円) 4,995
			都道府県 (B)	(千円) 2,497		うち受託事業等 (再掲) (注 2)
			計 (A+B)	(千円) 7,492		(千円) 4,995
		その他 (C)	(千円) 0			
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No.16 (医療分)】 看護師等養成所運営費補助事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 66,265 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	民間立看護師養成所 (3 施設)					
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	看護師職員は依然として不足しており、看護ニーズを満たしていない。 県内医療機関に看護師職員を安定的に供給するために、看護師等養成所 の運営を支援する必要がある。					
	アウトカム指標：養成所卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6%以上 (R5)					
事業の内容	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における 専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。					
アウトプット指標	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)					
アウトカムとアウトプット の関連	看護師等養成所の運営を支援することにより、県内で就職する看護職 員の確保及び資質の向上を図る。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 66,265	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 0
		基金	国 (A)	(千円) 44,177	民	(千円) 44,177
			都道府県 (B)	(千円) 22,088		うち受託事業等 (再掲) (注2)
			計 (A+B)	(千円) 66,265		(千円) 0
		その他 (C)	(千円) 0			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No.17 (医療分)】 病院内保育所運営費補助事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 44,409 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	院内保育所を設置する民間医療機関					
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	看護職員は勤務時間が不規則であり、育児との両立が難しいため、有 子看護師の育児支援をすることにより、看護職員の確保を図る必要が ある。 アウトカム指標： 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28） → 10,742.5 人（H35）					
事業の内容	勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善 を進める民間医療機関の取組を支援する。					
アウトプット指標	当該補助により院内保育所を運営した施設数（5 施設）					
アウトカムとアウトプット の関連	院内保育所の運営を支援することにより、出産・育児を理由とする退 職者の割合を減らし、看護職員の確保を図る。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 44,409	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 0
	基金	国 (A)	(千円) 19,737		民	(千円) 19,737
		都道府県 (B)	(千円) 9,869			うち受託事業等 (再掲) (注2)
		計 (A+B)	(千円) 29,606			(千円) 0
		その他 (C)	(千円) 14,803			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.18 (医療分)】 看護職員就労環境改善事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 163 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県						
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニ ーズ	県内病院の看護職員確保のため、多職種連携や多様な働き方等による勤務環境改善や医療提供体制等最新の動向を学ぶ機会を設け、各医療機関での対策が重要であるという認識を高める必要がある。						
	アウトカム指標： 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28） → 10,742.5 人（H35）						
事業の内容	看護管理者的業務に従事している者を対象に、短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や職場環境改善等に関する研修を行うとともに、最新の取組事例などの情報を提供する。						
アウトプット指標	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数（1 回・180 人）						
アウトカムとアウトプットの 関連	看護管理的立場の方への研修を行うことにより、勤務環境改善や看護・医療の質の向上を図り、看護職員を確保する。						
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 163	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 108	
		基金	国 (A)	(千円) 108	民	(千円) 0	
			都道府県 (B)	(千円) 55		うち受託事業等 (再掲) (注 2)	(千円) 0
			計 (A+B)	(千円) 163			(千円) 0
			その他 (C)	(千円) 0			
備考 (注 3)							

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.19 (医療分)】 心身障害児者歯科診療体制強化事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 10,964 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県歯科医師会						
事業の期間	令和元年7月1日～令和6年3月31日						
背景にある医療・介護ニ ーズ	心身障害児者の歯科診療において、静脈内鎮静法は危険が少なく全国的にも一般化しているところだが、歯科大学病院がなく小規模な本県では、静脈内鎮静法を施術できる人材がおらず障害者への歯科医療提供体制が遅れているため、心身障害児者歯科診療体制の強化を図る必要がある。						
	アウトカム指標：口腔保健センター心身障害児者歯科診療利用者数 山梨口腔保健センター 1,513人 (H29) →2,000人 (R5)						
事業の内容	県内で障害者に対する歯科治療における静脈内鎮静法を施術できる歯科医師等を育成するための研修に支援する。						
アウトプット指標	口腔保健センター心身障害児者静脈内鎮静法歯科治療担当歯科医師数 0名 (H30) →3名 (R5)						
アウトカムとアウトプットの 関連	心身障害児者について、歯科治療に対する恐怖心や不安・緊張感等の要因から通法での歯科治療を困難とするケースは多いが、静脈内鎮静法によりそれらを最小限に抑制し、快適かつ安全に治療を施行することで、徐々に歯科診療に対する恐怖心がなくなり、通法での歯科治療を受けられるようになる患者が増える等、障害児者の歯科診療環境の充実が図られる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 10,964	基金充 当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 0	
		基金	国 (A)	(千円) 7,309	民	(千円) 7,309	
			都道府県 (B)	(千円) 3,655		うち受託事業等 (再掲) (注2)	(千円)
			計 (A+B)	(千円) 10,964			(千円)
			その他 (C)	(千円) 0		0	
備考 (注3)	R元: 2,321千円、R2:2,224千円、R3:2,448千円、R4:2,491千円、R5:1,480千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.20 (医療分)】 看護師等勤務環境改善支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 393,748 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	医療機関						
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニ ーズ	医療従事者の勤務環境の改善や働き方改革の重要性が提唱されているが、施設の改修や新しい雇用条件の導入にはコストがかかることから、民間の小規模な医療機関では導入に踏み切れないところがあり、支援を行う必要がある。						
	アウトカム指標： 立入検査結果（ナースステーションの改善が必要な施設） 12 箇所（H30） → 0 箇所（R4） 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28） → 10,742.5 人（R5）						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員が働きやすい職場環境を整備するため、医療機関行う施設や設備の整備に対して支援する。 短時間勤務正規職員制度等、看護職員の処遇改善に資する新たな雇用条件を就業規則により制度化する医療機関に対し、制度導入により増加する経費に対して支援する。 						
アウトプット指標	ナースセンター等の施設設備の改修に取り組む医療機関数 年 4 箇所 就業規則等の改定で処遇改善に取り組む医療機関 年 2 箇所						
アウトカムとアウトプットの 関連	看護職員が働き易い職場環境を整える事業を支援することで、看護職員の確保を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 393,748	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) —	
		基金	国 (A)	(千円) 131,249		民	
			都道府県 (B)	(千円) 65,625			(千円) —
			計 (A+B)	(千円) 196,874			うち受託事業等 (再掲) (注2)
			その他 (C)	(千円) 196,874		(千円) 0	
備考 (注3)	R元:63,614千円、R2:91,491千円、R3:39,777千円、R4:1,992千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業							
事業名	【No.21 (医療分)】 歯科衛生士確保対策事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 7,722 千円			
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体							
事業の実施主体	山梨県歯科医師会							
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日							
背景にある医療・介護ニ ーズ	高齢化の進展に伴い高齢者に対する口腔ケアの必要性が増大しており、歯科医師と共に訪問歯科診療を実施し、歯科医師の指示の下に訪問歯科衛生管理指導を行う歯科衛生士の確保や資質向上を図る必要がある。							
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H27) → 51 施設(R2)							
事業の内容	歯科衛生専門学校において実践的で質の高い教育を行うため、実験室や実習室の設備整備を行う。							
アウトプット指標	歯科衛生専門学校の設備整備 1カ所							
アウトカムとアウトプットの 関連	歯科衛生士を目指す学生の教育環境の向上を図り、歯科衛生専門学校で質の高い授業、実習を実施することにより、将来在宅歯科医療に携わることができる歯科衛生士を確保し、在宅療養支援歯科診療所の増加を図る。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円)	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)	
		7,722		0				
		基金	国 (A)			(千円)	民	(千円)
			都道府県 (B)			(千円)		3,432
			計 (A+B)			(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)
2,574		0	(千円)					
その他 (C)		(千円)	0					
備考 (注3)								

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No.22 (医療分)】 口腔健康管理実施のための人材育成事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 3,055 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県 (山梨県歯科医師会委託)					
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	<p>近年、口腔の健康が全身の健康に影響することが指摘され、高齢者だけではなく、子供を含む若年層でも口腔の健康管理の実施が求められている。口腔の健康管理には専門知識に加え、対象者の状態に応じた支援が必要となるため、適切な口腔健康管理が不十分となっている。</p> <p>口腔機能の低下は、低栄養や免疫力の低下などから身体疾患にも繋がるため、日常生活での早期発見・早期治療が重要である。このため、対象者の状態に応じた口腔健康管理（機能管理と衛生管理）を提供できる体制づくりが必要である。</p> <p>アウトカム指標：進行した歯周炎を有する者の割合 40 歳代：66.7% (H29) → 25% (H34) 60 歳代：82.7% (H29) → 45% (H34) 口腔機能の維持・向上 (60 歳代における咀嚼良好者の増加) 73.6% (H26) → 80% (H34)</p>					
事業の内容	障がい児・者施設、高齢者施設等日常的に支援が必要な人に接する施設の医療従事者等を対象に、口腔機能低下症や口腔機能発達不全への理解を深め、口腔健康管理の知識と技術を習得させるため、歯科専門職による研修会を開催する。					
アウトプット指標	研修会の実施 4 回/年(全体講義：300 人/1 回、対象者別：300 人/3 回) 受講者数 600 人/2 年					
アウトカムとアウトプットの 関連	口腔健康管理の知識や技術をもつ職員を養成することにより、口腔健康状態の向上を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 3,055	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 0
	基金	国 (A)	(千円) 2,037		民	(千円) 2,037
		都道府県 (B)	(千円) 1,018			うち受託事業等 (再掲) (注 2)
		計 (A+B)	(千円) 3,055			(千円)
		その他 (C)	(千円) 0			2,037
備考 (注 3)	R 元:347 千円、R2:1,354 千円、R3:1,354 千円					

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分3：介護施設等の整備に関する事業)

(1) 事業の内容等

都道府県

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業																			
事業名	【No.1 (介護分)】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	170,884 千円																	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	中北、峡東区域																			
事業の実施主体	社会福祉法人等																			
事業の期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日																			
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る アウトカム指標：令和2年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813人																			
事業の内容	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症グループホーム</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>2カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>2カ所</td> </tr> </tbody> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症グループホーム</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>2カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>2カ所</td> </tr> </tbody> </table>				整備予定施設等		認知症グループホーム	1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所	整備予定施設等		認知症グループホーム	1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所
整備予定施設等																				
認知症グループホーム	1カ所																			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所																			
看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所																			
整備予定施設等																				
認知症グループホーム	1カ所																			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所																			
看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所																			
アウトプット指標	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。(健康長寿やまなしプラン:平成30年度～平成32年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム 1,516床(54カ所) → 1,719床(61カ所) ・認知症グループホーム 1,067床(73カ所) → 1,139床(77カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 28カ所 → 33カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 7カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8カ所 → 16カ所 																			
アウトカムとアウトプットの関連	健康長寿やまなしプランに基づき、地域密着型サービス施設等の整備を行うことにより、地域密着型サービス施設等の定員総数を増加させる。																			
事業に要する費用の額	事業内容	総事業費 (A+B+C) (注1)	基金	その他																
			国 (A)	都道府県 (B)																
				(C) (注2)																

	①地域密着型サービス施設等の整備	(千円) 112,680	(千円) 75,120	(千円) 37,560	(千円)		
	②施設等の開設・設置に必要な準備経費	(千円) 58,204	(千円) 38,802	(千円) 19,402	(千円)		
	③介護保険施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
	④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 170,884	基金充当額 (国費)における公民の別 (注3) (注4)	公	(千円)		
	基金	国 (A)			(千円) 113,922	民	うち受託事業等 (再掲) (千円)
		都道府県 (B)			(千円) 56,962		
		計 (A+B)			(千円) 170,884		
	その他 (C)	(千円)			113,922		
備考 (注5)							

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業							
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業							
事業名	【No.2 (介護分)】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (介護アンバサダー設置等)				【総事業費 (計画期間の総額)】 1,823千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域							
事業の実施主体	山梨県							
事業の期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。							
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着							
事業の内容	介護保険施設に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー(大使)が、学校訪問やイベント等を通じて、啓発資材も活用し広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。							
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・新入職員合同入職式・研修会への参加(3回) ・学校訪問(6回) ・県主催イベント等への参加(3回) 							
アウトカムとアウトプットの関連	介護の魅力を発信することが、介護職に対する社会的評価を高めるとともに、介護求職者の増加や将来の職業選択の契機に繋がる。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)		(千円)	基金充当額(国費)における公民の別(注1)	(千円)		
		基金	国(A)			(千円)	1,215	
			都道府県(B)			(千円)		608
			計(A+B)			(千円)		
		その他(C)		(千円)		うち受託事業等(再掲)(注2)	(千円)	
備考(注3)								

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業								
	(大項目) 参入促進 (中項目) 参入促進のための研修支援 (小項目) 介護未経験者に対する研修支援事業								
事業名	【No.3 (介護分)】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (合同入職式等開催)				【総事業費 (計画期間の総額)】 1,879千円				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域								
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 公益財団法人介護労働安定センター山梨支部)								
事業の期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日								
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。								
	アウトカム指標: 山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着								
事業の内容	新規に入職した介護職員を対象として合同入職式、研修会等を実施することにより、介護人材の確保・定着を促進する。また、2年目職員のフォローアップ研修を実施することにより、早期離職の防止を図る。								
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・新入職員合同入職式の開催 (1回) ・研修会の実施 (2回) ・入職2年目職員研修会の実施 (1回) 								
アウトカムとアウトプットの関連	同期入職者同士の連帯感の醸成、資質の向上及び職員間を基礎とする施設間連携強化を促進することにより、介護人材の確保・定着を図る。								
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	(千円)			
		基金	国 (A)			(千円)	公	1,879	
			都道府県 (B)			(千円)		民	1,253
			計 (A+B)			(千円)			626
		その他 (C)		(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注2)	(千円)	
					1,879	1,253			
備考 (注3)									

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業								
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 勤務環境改善支援 (小項目) ICT導入支援事業								
事業名	【No.4 (介護分)】 ICT導入支援事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 3,000千円					
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域								
事業の実施主体	山梨県								
事業の期間	令和元年7月1日～令和3年3月31日								
背景にある医療・介護ニーズ	ICTの活用を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図る。								
	アウトカム指標：ICTの促進により労働環境の改善を図る。								
事業の内容	介護事業所のICT化のための介護ソフトやタブレット端末等の購入費用を助成する。								
アウトプット指標	ICTの導入事業所数 10事業所								
アウトカムとアウトプットの 関連	介護職員の負担軽減や業務の効率化などにより、離職防止を図り、職員が継続して就労できる環境を整える。								
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)		
		(A+B+C)		3,000			民	(千円) 2,000	
		基金	国(A)	(千円)					2,000
			都道府県 (B)	(千円)					1,000
			計(A+B)	(千円)					3,000
その他(C)		(千円)		うち受託事業等 (再掲)(注2) (千円)					
備考(注3)									

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

(2) 事業の実施状況

別紙「事後評価」のとおり

平成 30 年度山梨県計画に関する
事後評価

令和 2 年 0 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

[事業区分1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の
施設又は設備の整備に関する事業 16

[事業区分2] 居宅等における医療の提供に関する事業 24

[事業区分4] 医療従事者の確保に関する事業 30

【介護分】

[事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業 40

[事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業 42

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・平成28年5月24日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成28年7月13日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年5月23日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成29年2月 1日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成29年2月 6日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年8月 1日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年7月31日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成31年3月20日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 元年7月 2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 元年8月23日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・令和 元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～平成35年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成30年度～平成32年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

➤ 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（H37）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（H37）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（H37）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（H32）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（H32）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7病院（H28）→ 9病院（H32）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50箇所（H27）→ 56箇所（H32）

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (H32)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (H32)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (H32)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (H32)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～32 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,719 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,139 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (H35)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (H35)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6% (H35)
- ナースセンター事業再就業者数 430 人 (H28) → 443 人 (H35)
- MFICU 病床数 6 床 (H29) → 6 床 (H35)
- NICU 病床数 30 床 (H29) → 30 床 (H35)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 平成 37 年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。

介護職員数 12,536 人 (H28) → 13,746 (H32)

2. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・ 高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 1,149 床 (H30)
 - ・ 急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,572 床 (H30)
 - ・ 回復期機能 928 床 (H26) → 1,365 床 (H30)
 - ・ 慢性期機能 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140 箇所 (H27) → 132 箇所以上 (H29)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20 箇所 (H27) → 18 箇所以上 (H29)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7 病院 (H28) → 9 病院 (H30)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 57 箇所以上 (H29)

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40 箇所 (H27) → 49 箇所 (H31)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 55 箇所 (H30)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 132 箇所 (H29)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0 箇所 (H29) → 0 箇所 (H31)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,516 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,067 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 29 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 3 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 8 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 1,924 人 (H28)

- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9人（H28）→ 10,128.9人（H30）
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6%（H29）→ 76.3%（H31）
- ナースセンター事業再就業者数 430人（H28）→ 320人（H30）
- MFICU 病床数 6床（H29）→ 6床（H30）
- NICU 病床数 30床（H29）→ 30床（H30）

⑤ 介護従事者の確保

- 現在計画期間中であるため、計画終了時点での介護職員の需給改善状況により判断する。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、就業看護職員数、ナースセンター事業債就業者数は、現時点では目標に達していない。
令和元年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 小規模多機能型居宅介護事業所の整備により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行なっていく。

【介護分】

今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
（令和元年度計画における関連目標の記載ページ；P10,11）
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,353床（H37）
- ・回復期機能 263床（H26）→ 1,227床（H37）
- ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,161床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所（H27）→ 86箇所（H32）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所（H27）→ 13箇所（H32）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院（H28）→ 4病院（H32）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所（H27）→ 30箇所（H32）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22箇所（H27）→ 25箇所（H32）
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所（H28）→ 29箇所（H32）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所（H27）→ 58箇所（H32）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～32年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 821床

- 認知症高齢者グループホーム 677床 → 713床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 9カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 15カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 5カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,796床（H30）
 - ・回復期機能 263床（H26）→ 459床（H30）
 - ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,494床（H30）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所（H27）→ 71箇所以上（H29）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所（H27）→ 10箇所以上（H29）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
 - 3病院（H28）→ 4病院（H30）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所（H27）→ 33箇所以上（H29）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数
 - 22箇所（H27）→ 28箇所（H31）
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所（H28）→ 30箇所（H30）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所（H27）→ 89箇所（H29）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 734床
- 認知症高齢者グループホーム 677床 → 677床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 5カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 14カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 3カ所

2. 見解

【医療分】

- 慢性期病床は微増。訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
令和元年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

4. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和元年度計画における関連目標の記載ページ ; P12,13)
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成 30 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 279 床 (H37)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 978 床 (H37)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 419 床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
 ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 30 箇所 (H32)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (H32)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院 (H28) → 2 病院 (H32)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (H32)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 箇所 (H27) → 7 箇所 (H32)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 10 箇所 (H32)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 18 箇所 (H32)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～32年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 368 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 231 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 761 床 (H30)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 732 床 (H30)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 427 床 (H30)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 28 箇所以上 (H29)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 2 箇所以上 (H29)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 病院 (H28) → 3 病院 (H30)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 15 箇所以上 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
7 箇所 (H27) → 9 箇所 (H31)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 12 箇所 (H30)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 20 箇所 (H29)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 339 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 195 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 6 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 1 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
-

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。令和元年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

4. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和元年度計画における関連目標の記載ページ ; P13,14)
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成 30 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310 床 (H26) → 78 床 (H37)
 - ・回復期機能 26 床 (H26) → 102 床 (H37)
 - ・慢性期機能 124 床 (H26) → 83 床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (H32)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2 箇所 (H27) → 2 箇所 (H32)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院 (H28) → 2 病院 (H32)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (H32)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6 箇所 (H27) → 7 箇所 (H32)
- 在宅療養支援歯科診療所 2 箇所 (H28) → 3 箇所 (H32)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (H32)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～32 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床 → 143床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床（H26）→ 307床（H30）
 - ・回復期機能 26床（H26）→ 0床（H30）
 - ・慢性期機能 124床（H26）→ 143床（H30）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所（H27）→ 9箇所以上（H29）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所（H27）→ 2箇所以上（H29）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院（H28）→ 2病院（H30）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所（H27）→ 3箇所以上（H29）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6箇所（H27）→ 6箇所（H31）
- 在宅療養支援歯科診療所 2箇所（H28）→ 3箇所（H30）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3箇所（H27）→ 5箇所（H29）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床 → 114床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 見解

【医療分】

- 回復期病床については、以前0のまま、慢性期病床についても増加している。訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数や、24時間体制をとっている訪問看護ステーション数は、現時点では目標に達していない。令和元年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進してい

く。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

4. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和元年度計画における関連目標の記載ページ ; P14,15)
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車で1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業(1) 事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床(H26) → 318床(H37)
 - ・回復期機能 0床(H26) → 259床(H37)
 - ・慢性期機能 151床(H26) → 117床(H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (H32)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (H32)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (H32)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (H32)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (H32)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (H32)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (H32)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～32年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 387 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 4 カ所
-

2. 計画期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 708 床 (H30)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 174 床 (H30)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 127 床 (H30)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 24 箇所以上 (H29)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所以上 (H29)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| | 0 病院 (H28) → 0 病院 (H30) |
| ➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 | 9 箇所 (H27) → 6 箇所以上 (H29) |
| ➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 | 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (H31) |
| ➤ 在宅療養支援歯科診療所 | 8 箇所 (H28) → 10 箇所 (H30) |
| ➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 | 11 箇所 (H27) → 18 箇所 (H29) |

③ 介護施設等の整備

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ➤ 地域密着型介護老人福祉施設 | 329 床 → 329 床 |
| ➤ 小規模多機能型居宅介護事業所 | 7 カ所 → 7 カ所 |
| ➤ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 0 カ所 → 0 カ所 |
| ➤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 2 カ所 → 2 カ所 |

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数や、在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院数は、現時点では目標に達していない。
令和元年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

4. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和元年度計画における関連目標の記載ページ ; P15,16)
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.1 (医療分)】 地域医療構想推進事業	【総事業費】 2,990 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	患者の状態に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、不足する回復期機能への転換を促す必要がある。 アウトカム指標：30 年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 182 床/年	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想を達成するため、 ・医療機関等が行う回復期への転換に係る施設整備の費用 ・医療機関が行う事業縮小の際に要する経費 に対して助成する。 また、地域医療構想調整会議で活用する医療提供体制のあり方に係る調査・分析等を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	施設整備を行う医療機関 4 箇所	
アウトプット指標（達成値）	回復期機能への転換に伴う施設整備：0 施設 (H30 年度基金を活用した施設数) 参考) H28 年度基金を活用した施設数（繰越含む） H28：1 施設、H29：5 施設、H30：2 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・30 年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 0 床 ・30 年度中に回復期機能へ転換した病床数 146 床 (1) 事業の有効性 本事業については平準化して積み立てを行っているため 30 年度基金は執行なしの状況だが、28～30 年度の間には 28 年度基金を活用し 8 施設が施設の整備を行っており、回復期への転換は着実に進んでいる。 (2) 事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施し、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施	

	している。
その他	

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.2 (医療分)】 精神・身体合併症医療連携推進事業	【総事業費】 18,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では、精神・身体合併症の患者について、適切な監護が可能な病床環境が整った一般病院が民間の 1 箇所しかないため、精神科はあるが監護の環境が整っていない一般病院で受け入れざるを得ないケースや、身体的なケアが必要な場合、一度一般病院に入院した患者の精神科病院への転院が円滑にできないケースなどがみられ、病院の負担増加や長期の病床占有等が問題となっている。	
	アウトカム指標： 不足する医療提供体制の充実 ・閉鎖処遇が必要な患者に対する一般科併診が可能である病床数 45 床 (H29) → 50 床以上 (H31) ・県内の回復期病床数 1,169 床 (H28) → 2,566 床 (H37)	
事業の内容 (当初計画)	官公立の総合病院に精神疾患に対応できる入院治療病床を整備し、重篤な精神・身体合併症患者に対する緊急的かつ専門的な身体的治療の集約化を図るとともに、精神科病院を含めた医療機関間で受入及び転院のための連携体制を構築することにより、患者の各治療段階に応じた最も適切な医療の提供を可能とするとともに、一般病院の負担を軽減し病床機能の転換を促進する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	病床整備を行う医療機関 1 箇所	
アウトプット指標 (達成値)	病床整備を行う医療機関 0 箇所 (繰越で事業実施中)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 不足する医療提供体制の充実 ・閉鎖処遇が必要な患者に対する一般科併診が可能である病床数 45 床 (H29) → 45 床 (H30) ・県内の回復期病床数 1,169 床 (H28) → 1,365 床 (H30)	
	(1) 事業の有効性 不足している閉鎖処遇が必要な患者に対する一般科併診が可能である病床数の増加及び県内の回復期病床の増加が見込まれる。	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>関係機関・団体により構成された精神・身体合併症患者医療提供体制整備検討委員会において、十分な協議を図っている。</p>
その他	

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.3 (医療分)】 がん診療施設設備整備事業	【総事業費】 1,985 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展に伴い、がんの罹患者数は更なる増加が見込まれることから、2025 年を見据えた効率的で質の高い医療提供体制を構築していくためには、がん診療連携拠点病院の機能強化や拠点病院と地域の医療機関との連携強化等を推進していく必要がある。	
	アウトカム指標：がんの年齢調整死亡率（75 歳未満（人口 10 万人対）） H30 : H20 (82.2%) から概ね 2 割減	
事業の内容（当初計画）	がんの症状の重さや治療難易度に合わせた患者ごとの治療計画を策定し、状況に応じて地域医療機関と連携した治療を可能とするため、がんの特徴を正確に把握できる機器の整備に助成する	
アウトプット指標（当初の目標値）	がん診療に係る設備整備 1 箇所	
アウトプット指標（達成値）	がん診療に係る設備整備 1 箇所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： がんの年齢調整死亡率（75 歳未満（人口 10 万人対）） 82.2% (H20) → 67.8% (H29) ※統計数値が未公表のため、平成 29 年度の数値を記載	
	<p>(1) 事業の有効性 適切ながん治療の判定を行うための機器を整備することにより、がん診療連携拠点病院の機能強化ができ、質の高い医療が提供できるようになった。</p> <p>(2) 事業の効率性 地域がん診療連携拠点病院に設備整備を行い、効率的に事業が執行できた。</p>	
その他		

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.4 (医療分)】 周術期等口腔機能管理推進事業	【総事業費】 650 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県歯科医師会委託)	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	多くの疾患において、周術期の口腔機能管理を行うことにより合併症リスクの低下など患者の身体的負担が軽減され、早期退院、更には医療費削減などの効果があることが明らかになっているが、本県では病院での口腔機能管理に対応する歯科診療所が少なく、また病院側の受入体制も十分ではないことから、切れ目なく口腔機能管理を提供するための医科歯科連携の強化と実施のための体制整備を行う必要がある。	
	アウトカム指標：医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0 施設(H29、がん連携登録歯科医以外) →150 施設(H34)	
事業の内容 (当初計画)	病院での周術期等口腔機能管理が可能な歯科医を周術期等口腔機能管理連携医として登録し、知識向上のための研修を実施するとともに、県内の病院に対して医科歯科連携の必要性について周知を図ることにより、今後、歯科のない病院においても歯科医師や歯科衛生士と連携し、入院時から在宅まで、患者の状態に応じた口腔機能管理の実施が可能となる体制づくりを目指す。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	冊子・リーフレット作成 各 1500 部 研修会の実施 2 回 (1 回、150 人) 訪問病院数 60 箇所/2 年	
アウトプット指標 (達成値)	冊子 1000 部、リーフレット 3 種類×500 部 研修会の実施 0 回 訪問病院数 1 箇所 (H30)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0 施設(H29、がん連携登録歯科医以外) → 0 施設(H30)	
	(1) 事業の有効性 周術期口腔機能管理により合併症のリスクが軽減され、早期退院、医療費削減などの効果が見込まれる。 (2) 事業の効率性 県内の病院に医科歯科連携の必要性を周知してから周術期口腔機能管理の開始となるため、一定の時間を要する。	
その他	平成 30 年度は配布資料を作成し、令和元年度に研修会の実施、病院	

	への訪問、医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所数の調査を行う予定。
--	---

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.5 (医療分)】 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業	【総事業費】 13,052 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想上必要となる慢性期機能病床の見直しを進めるためには、病院や介護関係者、訪問看護間での調整や連携を行うための体制整備が必要である。	
	アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容 (当初計画)	病院関係者やケアマネジャー、訪問看護師等多職種間のネットワークの拠点となるセンターの設置に対して支援する。また、センターと連携し、実際に各地域で活動を行う地域活動拠点の機能強化等に支援することにより、慢性期病床の入院患者の在宅移行を促進する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 114 件 (H28 年度) → 120 件 (H30 年度)	
アウトプット指標 (達成値)	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 114 件 (H28 年度) → 116 件 (H30 年度)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>入院患者の早期・円滑な在宅復帰に向けたネットワークの構築や他職種連携の推進により、患者の地域移行が図られ、慢性期機能病床の削減に効果があった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>訪問看護に係る情報等窓口の一元化や情報発信、相談機能等を有する支援センターを拠点とし、病院と地域との連携が効率的に行われている。</p>	
その他		

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.6 (医療分)】 医療機能多職種連携促進事業	【総事業費】 3,015 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病床の機能分化・連携を推進するためには、医療に関して幅広い知識を有し、多職種間の調整を図れる看護師の養成・確保及び質の向上を図ることが必要である。 アウトカム指標：地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容 (当初計画)	医療や介護等関係職種の調整役を担う看護師を養成するとともに病院等での活躍の場の拡大や周知を図り、多職種間の連携を強化する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	調整役を担う看護師養成人数 年間 10 人×4 年	
アウトプット指標 (達成値)	調整役を担う看護師養成人数 H30 : 9 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30) (1) 事業の有効性 チーム医療に関わる多職種の調整役を養成し、患者の症状等に 応じたきめ細やかな医療サービスを提供できる体制を整備した ことにより、病床の機能分化・連携の推進に効果があった。 (2) 事業の効率性 チーム医療の調整役であるトータル・サポート・マネジャーの 活動により、医療分野の多職種間の連携が円滑に図られるよう になった。	
その他		

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.7 (医療分)】 地域医療連携推進総合拠点事業	【総事業費】 6,581 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県医師会	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、地域完結型医療の構築のため、今後一層の医療・介護の連携強化が求められている。 アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容 (当初計画)	県医師会館内に設置される総合拠点において、以下の事業を行う。 ①医療機関で共有される ICT ネットワークの情報のうち、処方データや検診データ等を患者が個人のスマートフォンに蓄積し、他の医療機関の受診や在宅医療での情報共有を容易にする取り組みを支援することにより、切れ目のない医療提供体制の構築に繋げる。 ②病院関係者やかかりつけ医、ケアマネージャー等多職種からの相談に対応できる総合相談窓口を設置するとともに、相談員となる介護支援専門員に医療を始めとする多職種連携への知識を深める研修を実施することにより、医療・介護連携を推進する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	①システムを活用した施設数 5 箇所/年 ②研修の実施 3 回/年	
アウトプット指標 (達成値)	①システムを活用した施設数 1 箇所/年 ②平成 30 年度に研修会 (3 回)、地域連携室訪問、同行訪問を実施し、27 名の介護支援専門員が受講	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30) (1) 事業の有効性 個人が処方や訪問看護等のデータをスマートフォンに蓄積し、医師等に提示する取組の普及、介護支援専門員に対する医療分野の研修の実施により、医療介護連携が推進された。 (2) 事業の効率性 医療・介護連携における役割が期待される県医師会が設置する総合拠点の取組を支援することにより、事業が効率的に実施された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.8 (医療分)】 在宅医療推進協議会設置事業	【総事業費】 1,143 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部	
事業の実施主体	山梨県医師会、地区医師会 (10 地域)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 (H27) →154 (H30) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設(H27) → 56 施設(H30)	
事業の内容 (当初計画)	県医師会及び地区医師会における在宅医療に取り組む医師及び多職種からなる協議会の設置、地域及び全県における在宅医療の課題の検討、研修会等の開催に対し支援を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	全県及び 10 地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6 (H29) → 11 (H30)	
アウトプット指標 (達成値)	全県及び 10 地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6 (H29) → 6 (H30)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 (H27) →132 以上 (H29) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設(H27) → 57 以上(H29) ※統計数値が未公表のため、平成 29 年度の数値を記載	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅医療推進協議会を設置し、課題の検討や研修会を通じて在宅医の拡大を図っているが、在宅医療に取り組む医療機関数に地域差があり、全ての地域で開催するには至っていない。ただ、在宅看取りを行う医療機関が増加するなど効果は現れており、今後は医療機関数の少ない地域でも協議が進むよう、継続して取り組みを進めていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅医療において中心的役割が期待される医師会が主体的に在宅医療推進に向けた取り組みを進めることにより、供在宅医療提供体制の効率的な推進が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.9 (医療分)】 在宅医療広域連携等推進事業	【総事業費】 418 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 (H27) →154 (H30) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設(H27) → 56 施設(H30)	
事業の内容 (当初計画)	県内各保健福祉事務所において在宅医療の多職種関係者の連携会議を開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	連携会議の開催 4 圏域×3 回	
アウトプット指標 (達成値)	連携会議の開催 4 圏域×2 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 (H27) →132 以上 (H29) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設(H27) → 57 以上(H29) ※統計数値が未公表のため、平成 29 年度の数値を記載	
	<p>(1) 事業の有効性 連携会議の開催数については、実効性のある会議とするため、多数が出席できる日程を調整した結果、2 回の開催となったが、保健福祉事務所単位で広域連携会議等を開催することにより、市町村圏域を超えた在宅医療・介護関係者・市町村間の連携促進、在宅多職種人材の育成が図られている。今後も継続して取り組みを進め、目標達成を目指していく。</p> <p>(2) 事業の効率性 地域の在宅医療、介護等のネットワークや経験・知識を持ち合わせた保健福祉事務所が主体となることで、効率的な事業の実施が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.10 (医療分)】 在宅歯科医療人材育成事業	【総事業費】 2,141 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、高齢者の口腔ケア等在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅療養支援歯科診療所の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 51 施設(H31)	
事業の内容 (当初計画)	歯科医療従事者等を対象に、高齢者の食支援 (摂食嚥下)、五疾病に対応した医科歯科連携等の研修事業の実施を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催 (4 回・参加 400 人)	
アウトプット指標 (達成値)	在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催 (1 回・参加 130 人)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 55 施設 (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>歯科医療従事者への研修を実施することにより、在宅歯科医療に携わる歯科医療従事者の拡大及び在宅歯科医療についての知識の高度化が図られ、県内における在宅歯科医療提供体制が強化された。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅歯科医療や研修の実施について豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.11 (医療分)】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 3,272 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県歯科医師会委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅歯科医療における医科や介護など多職種と連携した医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 51 施設(H31)	
事業の内容 (当初計画)	歯科医療連携室を設置し、①医科・介護等との連携・調整、②在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、③在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療に関する相談件数 77 件 (H28) → 110 件 (H30) 在宅歯科医療機器の貸出件数 378 件 (H28) → 400 件 (H30) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> 在宅歯科医療に関する相談件数 77 件 (H28) → 68 件 (H30) 在宅歯科医療機器の貸出件数 378 件 (H28) → 401 件 (H30) 	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 55 施設(H30)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅歯科医療連携室を設置し、医科・介護等との連携・調整を図るとともに在宅歯科医療機器の貸出等在宅歯科医療の推進を図ることで、在宅療養支援歯科診療所数が増加した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅歯科医療に最も精通している山梨県歯科医師会に業務を委託することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.12 (医療分)】 訪問薬剤管理指導推進事業	【総事業費】 1,029 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県薬剤師会	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅療養者には高齢者が多く、複数の疾病をもっている場合が多いため服用する薬剤も多種・多様となり、医師の指示通りに正しく薬を服用できていない場合も多いことから、在宅での服薬管理が必要である。	
	アウトカム指標： ・訪問薬剤管理指導を実施している事業所数 83 (H27) →92 (H31)	
事業の内容 (当初計画)	県薬剤師会が実施する在宅に向けた人材育成及び多職種研修会の開催を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	薬局向け在宅医療マニュアルの作成 (H30 : 800 部) マニュアルを活用した多職種研修会の開催 (H31 : 1 回)	
アウトプット指標 (達成値)	薬局向け在宅医療マニュアルの作成 (H30 : 800 部) 平成 30 年度にマニュアルを活用した多職種研修会を実施し、63 名が受講した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問薬剤管理指導を実施している事業所数 83 (H27) → 132 (H29) ※統計数値が未公表のため、平成 29 年度の数値を記載	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>マニュアル作成及び研修実施により、訪問薬剤管理指導に携わる薬剤師の拡大が図られ、県内における在宅医療提供体制が強化された。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅医療を含む薬剤師の人材育成に携わってきた県薬剤師会が実施主体となることにより、効率的に人材育成が推進された。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.13 (医療分)】 訪問看護推進事業	【総事業費】 491 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (一部山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関から在宅に移行する患者が、在宅医療にかかる高度な知識・技術を有する身近な訪問看護師により、関係職種の連携体制のもと一貫したケアを受けられるようにするため、研修による質の向上を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H29.4.1) → 360 人 (H31.4.1)	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する訪問看護推進協議会で、訪問看護に関する課題や対策等を協議する。 ・看護職を対象に、在宅医療の推進に不可欠な訪問看護の充実を図るための研修を実施する。 ・看護師のスキルアップを図るため県内で特定行為研修を実施できる研修機関の設置に支援する。 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護推進協議会の開催回数 (9 人×2 回) ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数 (定員 20 人×5 日) ・訪問看護管理者研修の参加者数 (40 人) ・特定行為研修機関 0 箇所 (H29 年度) →1 箇所 (H32 年度) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護推進協議会の開催回数 (9 人×2 回) ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数 (定員 20 人×5 日) ・訪問看護管理者研修の参加者数 (17 人) ・特定行為研修機関 0 箇所 (H29 年度) →1 箇所 (H32 年度) 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H29.4.1) → 378 人 (H31.4.1)</p> <p>(1) 事業の有効性 訪問看護師等への研修を行うことで、訪問看護に携わる看護師が確保された。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅の現場で医療機関中心の医療から在宅療養への流れを医療機関及び訪問看護ステーションの看護師双方がお互いの状況を把握したうえでの連携が取りやすくなった。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14 (医療分)】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 20,823 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨大学委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医師不足の深刻化に加え、地域の医療機関に勤務した場合に将来のキャリア形成に不安を感じることにより、医師の地域偏在が生じているため、医師のキャリア形成と医師確保を一体的に支援することが必要である。</p> <p>アウトカム指標：医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H28) → 1.5 倍以下 (H30) ・中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H28) → 2.5 倍以下 (H30) ・中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H28) → 2.0 倍以下 (H30) 	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 ・県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域枠医学生等に対する面談等を実施する。 ・また、地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>地域医療支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域枠医学生等への面談者数 40 人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10 人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1 回 (25 人) ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回 (50 人) 	
アウトプット指標 (達成値)	<p>地域医療支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域枠医学生等への面談者数 44 人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10 人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1 回 (32 人) ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回 (49 人) 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p>[医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中北区域／峡東区域 1.527 倍 (H28) → 1.513 倍 (H30) ・中北区域／峡南区域 2.550 倍 (H28) → 2.546 倍 (H30) ・中北区域／富士・東部区域 2.031 倍 (H28) → 1.973 倍 (H30) 	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>斡旋等により医師不足病院への医師確保を支援することで地域偏在の解消を目指し、偏在指標は若干だが減少した。今後は、キャリア形成プログラムの適切な運用により増加していく地域枠医師の地域への配置を進め、更なる目標達成を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>医師の各種研修や派遣調整に関するノウハウのある山梨大学医学部に委託することにより、効率的な事業を実施することができた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15 (医療分)】 医師派遣推進事業	【総事業費】 75,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内に 4 つある二次医療圏のうち、3 つの医療圏で人口 10 万人あたりの医療施設従事医師数が全国及び全県の平均を下回っており、1 つの医療圏に医師が偏在しているため、医師の地域偏在の解消が必要である。	
	アウトカム指標：医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] ・中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H28) → 1.5 倍以下 (H30) ・中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H28) → 2.5 倍以下 (H30) ・中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H28) → 2.0 倍以下 (H30)	
事業の内容 (当初計画)	医師派遣調整検討委員会における協議を踏まえ、医師不足病院に対し医師派遣を行う山梨大学の運営等に対し助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	派遣医師数 10 人	
アウトプット指標 (達成値)	派遣医師数 10 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] ・中北区域／峡東区域 1.527 倍 (H28) → 1.513 倍 (H30) ・中北区域／峡南区域 2.550 倍 (H28) → 2.546 倍 (H30) ・中北区域／富士・東部区域 2.031 倍 (H28) → 1.973 倍 (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性 医師を派遣することにより、医師不足病院の医師確保を支援し、医師の地域偏在の解消を目指したところ、偏在指標は若干減少した。今後は、キャリア形成プログラムの適切な運用により増加していく地域枠医師の地域への配置を進め、更なる目標達成を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性 医師派遣を業務としている地域医療支援センターに医師派遣調整検討委員会を設置し、医師派遣の調整を行ったため、効率的な事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16 (医療分)】 医療勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費】 490 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県民が将来にわたり安全で質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境改善により、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要である。	
	アウトカム指標：病院看護職員離職率 7.9% (H28) → 7.9%以下(H30)	
事業の内容 (当初計画)	医療機関における勤務環境改善の自主的な取組を支援するためのセンターを設置し、マネジメントシステムの普及・導入支援、相談対応、情報提供等を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 3 施設	
アウトプット指標 (達成値)	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 3 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病院看護職員離職率 7.9% (H28) → 9.4 % (H29)	
	<p>(1) 事業の有効性 医療勤務環境改善支援センターと県看護協会と連携して実施した医療従事者のワークライフバランス事業を 3 施設が取り組み、勤務環境改善計画を策定した。 引き続き県看護協会のワークライフバランス事業と連携しながら勤務環境改善計画を策定する医療機関の増加を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性 労務管理を担当する社会保険労務士会や山梨労働局、医業経営を担当する日本医業経営コンサルタント協会等と連携を図ることにより、効率的な事業が実施できた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.17 (医療分)】 産科医等分娩手当支給事業	【総事業費】 32,881 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	分娩取扱医療機関及び助産所	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の分娩取扱医療機関数は、平成 16 年の 24 施設から平成 29 年では 15 施設と減少している。これは過酷な勤務状況にある産科医師の減少によるものである。現在の施設数を最低限維持するためにも、産科医師等への支援が必要である。	
	アウトカム指標： 手当支給施設の産科・婦人科医師数及び助産師数 医師 60 人、助産師 3 人 (H29) → 医師 60 人以上、助産師 3 人以上 (H30) 分娩 1,000 件当たり分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師及び助産師数 9.0 人 (H29) → 9.0 人以上 (H30)	
事業の内容 (当初計画)	産科医師等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	手当支給者数 63 人、手当支給施設数 19 施設	
アウトプット指標 (達成値)	手当支給者数 63 人、手当支給施設数 19 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 手当支給施設の産科・婦人科医師数及び助産師数 医師 60 人、助産師 3 人 (H29) → 医師 61 人、助産師 3 人 (H30) 分娩 1,000 件当たり分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師及び助産師数 9.0 人 (H29) →9.0 人 (H30)	
	(1) 事業の有効性 産科医師等の処遇改善に取り組む分娩医療機関を支援することによって、産科医師を確保できた。 (2) 事業の効率性 勤務環境が過酷とされる医師・助産師の確保及び勤務継続のため、当該医師に対する助成制度として効率性の高い(無駄のない)事業と考える。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.18 (医療分)】 小児救急医療体制確保事業 (小児救急医療体制整備事業)	【総事業費】 33,999 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県小児救急医療事業推進委員会	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の小児救急医は充足しているとはいえないため、休日及び夜間における小児の入院治療を必要とする重症患者の医療体制の維持・確保が必要である。	
	アウトカム指標：小児二次救急輪番病院の小児科医師数 現状 37 人 (病院勤務医) (H29) → 37 人以上 (H30)	
事業の内容 (当初計画)	小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急体制を整備するために必要な医療従事者確保に要する経費等を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 (現状 7 病院 → 目標 7 病院)	
アウトプット指標 (達成値)	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 (現状 7 病院 → 7 病院)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 小児二次救急輪番病院の小児科医師数 現状 37 人 (病院勤務医) (H29) → 40 人 (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性 小児二次救急輪番体制を維持・確保することで、小児救急医の負担軽減が図られ、小児科医を確保する目標が達成できた。</p> <p>(2) 事業の効率性 県と県内全市町村で構成する山梨県小児救急医療事業推進委員会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.19 (医療分)】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 11,504 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県立大学、山梨県看護協会委託）、各医療機関	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関において看護職員が不足している中、新人看護職員に対しても質の高い看護が求められる。そのため、新人看護職員の研修の充実を図る必要がある。 アウトカム指標：就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28 年） → 10,742.5 人（H35 年）	
事業の内容（当初計画）	自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、自施設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対象とした合同研修を実施する。 さらに、実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実施体制を確保する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6 日間・50 人) ・教育担当者研修の実施 (4 日間・30 人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (16 病院・計 326 人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3 日間・70 人)	
アウトプット指標（達成値）	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6 日間・41 人) ・教育担当者研修の実施 (6 日間・30 人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (16 病院・計 290 人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3 日間・70 人)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28 年） → 10,129.9 人（H30 年） (1) 事業の有効性 新人看護職員及び指導者等への研修を支援することによって、新人看護職員の質の向上やモチベーションの維持が図られ、就業看護職員が増加した。 (2) 事業の効率性 実地指導者研修・多施設合同研修・新人看護師指導担当者研修について、研修に関するノウハウのある県立大学、県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.20 (医療分)】 看護職員資質向上推進事業	【総事業費】 8,658 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（一部山梨県看護協会委託）、山梨県立大学	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	将来に向け看護職員を確保するためには、個々の能力開発や資質の向上を図り、自信と誇りをもって看護業務に従事できるよう職能別研修等ニーズにあった支援を行う必要がある。 アウトカム指標：就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28 年） → 10,742.5 人（H35 年）	
事業の内容（当初計画）	看護職のラダーや職能別の研修、実習施設の指導者への研修、潜在看護職員等の有資格看護職者を対象とした復職支援研修を実施するとともに、認定看護師の養成を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施（3～5 日間・計 200 人） ・潜在看護職員復職研修事業（3～5 日間・計 20 人） ・看護職員実習指導者講習会の実施 （長期 40 日間・40 人、特定分野 5 日間・12 人） ・看護職員専門分野研修の実施 （認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間・計 50 人）	
アウトプット指標（達成値）	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施（3～5 日間・計 454 人） ・潜在看護職員復職研修事業（3～5 日間・計 11 人） ・看護職員実習指導者講習会の実施 （長期 41 日間・33 人、特定分野 9 日間・9 人） ・看護職員専門分野研修の実施 （認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間・計 50 人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28 年） → 10,129.9 人（H30 年） （1）事業の有効性 各看護職員の個々のキャリアに応じた研修の実施を支援することによって資質の向上やモチベーションの維持が図られ、就業看護職員が増加した。 （2）事業の効率性 認定看護師養成研修・看護職員実務研修・潜在看護職員復職研修・資質向上研修について、研修に関するノウハウのある県立大学、県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.21 (医療分)】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 31,186 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	民間立看護師養成所 (3 施設)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は依然として不足しており、看護ニーズを満たしていない。県内医療機関に看護職員を安定的に供給するために、看護師等養成所の運営を支援する必要がある。	
	アウトカム指標：養成所卒業生県内就業率 78.4% (H29.3 月) → 78.4%以上(H31.3 月)	
事業の内容 (当初計画)	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
アウトプット指標 (達成値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 養成所卒業生県内就業率 78.4% (H29.3 月) →76.3% (H31.4 月)	
	<p>(1) 事業の有効性 看護師等養成所の運営を支援することにより、看護職員の確保や資質の向上が図られ、目標値には達しなかったものの、県内就業率は高水準で推移している。</p> <p>(2) 事業の効率性 養成所運営費の支援を行うことによって、養成所の抱えている問題や要望なども把握することが出来た。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22 (医療分)】 病院内保育所運営費補助事業	【総事業費】 25,211 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	院内保育所を設置する民間医療機関	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員の離職率は 7.9% (H28) であり、依然として高い状況である。看護職員は勤務時間が不規則であり、育児との両立が難しいため、有子看護師の育児支援をすることにより、看護職員の確保を図る必要がある。	
	アウトカム指標：病院看護職員離職率 7.9% (H28) → 7.9%以下(H30)	
事業の内容 (当初計画)	勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取組を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	当該補助により院内保育所を運営した施設数 (5 施設)	
アウトプット指標 (達成値)	当該補助により院内保育所を運営した施設数 (5 施設)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病院看護職員離職率 7.9% (H28) → 9.4%(H29)	
	<p>(1) 事業の有効性 病院看護職員離職率は増加しているが、離職理由としては自己実現が最も高く、自らのステップアップのために転職する看護師が一定数いることが考えられる。引き続き、院内保育所の運営を支援し勤務環境を整えることで、病院看護職員の離職防止に繋げていく。</p> <p>(2) 事業の効率性 他の看護職員離職防止事業と併せて実施しており、より効率的に勤務環境の改善が図られた。</p>	
その他		

3. 事業の実施状況

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業									
事業名	【NO.1】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 39,200 千円								
事業の対象となる区域	県南部、県富士・東部区域									
事業の実施主体	社会福祉法人等									
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了									
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る アウトカム指標：平成 32 年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人									
事業の内容（当初計画）	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: center;">1 カ所</td> </tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: center;">1 カ所</td> </tr> </table>		整備予定施設等		小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所	整備予定施設等		小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所
整備予定施設等										
小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所									
整備予定施設等										
小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所									
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。（健康長寿やまなしプラン：平成 30 年度～平成 32 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム 1,516 床(54 カ所) → 1,719 床(61 カ所) ・認知症高齢者グループホーム 1,067 床(73 カ所) → 1,139 床(77 カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所 									
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型特別養護老人ホーム : 1,516 床 → 1,516 床 ○認知症高齢者グループホーム : 1,067 床 → 1,067 床 ○小規模多機能型居宅介護事業所 : 28 カ所 → 29 カ所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所 : 3 カ所 → 3 カ所 									

	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所： 8カ所→ 8カ所
事業の有効性・効率性	平成 32 年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人
	<p>(1) 事業の有効性 小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所に対して支援し、地域密着型サービスの提供体制を推進した。</p> <p>(2) 事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.2】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (介護アンバサダー設置等)	【総事業費】 1,685 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	介護保険施設等に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー（大使）が、学校訪問やイベント等を通じ、啓発資材も活用する中、広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式への参加 ・学校訪問 ・県主催イベント等への参加 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式・研修会への参加（3回） ・学校訪問（5回） ・県主催イベント等への参加（3回） 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着</p> <p>○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。</p> <p>代替指標：介護アンバサダーの活動回数を10回以上とする（介護のしごとの魅力を広く県民にPRする）。</p>	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>合同入職式、学校訪問等、メディアに取り上げられる機会が増え、介護のしごとのPRとイメージアップが図られたとともに、学校訪問のレポートから「介護のしごとを選択肢の一つにしたい」という意見が複数見られたことから、将来の職業選択の契機に繋がった。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>介護老人福祉施設協議会、介護老人保健施設協議会、介護</p>	

	福祉士会等の関係団体による実行委員会を発足し、各関係団体から介護アンバサダー（大使）を推薦してもらうことにより、介護アンバサダーとして資質・適正を満たした人材を効率的に人選・委嘱することができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 3】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (合同入職式等開催)	【総事業費】 1,190 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：公益財団法人介護労働安定センター山梨支部）	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025 年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	新規に入職した介護職員を対象として合同入職式、研修会等を実施することにより、介護人材の確保・定着を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・新入介護職員合同入職式の開催（1 回） ・報告会・研修会の実施（2 回）	
アウトプット指標（達成値）	・新入介護職員合同入職式の開催（1 回、参加者 44 人） ・研修会の実施（2 回、参加者 50 人、44 人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。 代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする（新入介護職員の定着）。 （1）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。 （2）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。	
その他		

平成 29 年度山梨県計画に関する
事後評価

令和 2 年 0 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

[事業区分1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の
施設又は設備の整備に関する事業 17

[事業区分4] 医療従事者の確保に関する事業 18

【介護分】

[事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業 20

[事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業 22

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・平成28年5月24日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成28年7月13日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年5月23日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成29年2月 1日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成29年2月 6日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年8月 1日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年7月31日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・令和元年7月 2日 山梨県医療審議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体（目標と計画期間）

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成25年度～平成29年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成27年度～平成29年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

➤ 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（H37）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（H37）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（H37）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

➤ かかりつけ医の定着率 58.7%（H24）→ 65%（H29）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を受けた患者数（6カ月）

13,845.5人（H26）→ 14,311人（H29）

- 往診を受けた患者数（6カ月）
3,733人（H26）→ 3,773人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25施設（H26）→ 30施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
34施設（H25）→ 39施設（H29）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
205人（H25）→ 235人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等（平成27年度～29年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,137床 → 1,623床
- 認知症高齢者グループホーム 959床 → 1,076床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 24カ所 → 30カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 5カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 13カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医師数 1,936人（H26）→ 2,130人（H29）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,525.2人（H26）→ 9,634.2人（H29）
- 養成所等卒業生県内就業率 71.5%（H27）→ 80.9%（H29）
- ナースセンター事業再就業者数 452人（H27）→ 575人（H29）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H26）→ 8%（H29）
- MFICU病床数（診療報酬対象） 6床（H24）→ 6床（H29）
- NICU病床数（診療報酬対象） 27床（H24）→ 27床（H29）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 平成 37 年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業の実施等により平成 30 年までに 327 人の供給改善を図る。

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 1,149 床 (H30)
 - ・急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,572 床 (H30)
 - ・回復期機能 928 床 (H26) → 1,365 床 (H30)
 - ・慢性期機能 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

- かかりつけ医の定着率 58.7% (H24) → 58.9% (H29)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
13,845.5 人 (H26) → 20,718.5 人 (H29)
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
3,733 人 (H26) → 4,459 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25 施設 (H26) → 57 施設以上 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
34 施設 (H25) → 55 施設 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
205 人 (H25) → 376 人 (H30.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,137 床 → 1,516 床
- 認知症高齢者グループホーム 959 床 → 1,067 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 24 カ所 → 28 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 3 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 8 カ所
- 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 1 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医師数 1,936人 (H26) → 1,990人 (H28)
- 就業看護職員数 (常勤換算後) 9,525.2人 (H26) → 10,129.9人 (H30)
- 養成所等卒業生県内就業率 71.5% (H27) → 76.3% (H31.3)
- ナースセンター事業再就業者数 452人 (H27) → 320人 (H30)
- 病院看護職員離職率 8.7% (H26) → 9.4% (H29)
- MFICU 病床数 (診療報酬対象) 6床 (H24) → 6床 (H30)
- NICU 病床数 (診療報酬対象) 27床 (H24) → 30床 (H30)

⑤ 介護従事者の確保

- 現在計画期間中であるため、計画終了時点での介護職員の需給改善状況により判断する。

2. 見解

【医療分】

- かかりつけ医の定着率、養成所等卒業生県内就業率、ナースセンター事業再就業者数及び病院看護職員離職率については目標が達成できなかった。

ナースセンター事業再就業者数は平成28年度から集計方法を変更した影響で数値が減少している(短期の就業について延べ人数でカウントしていたものを実人数に修正した)。

病院看護職員離職率は増加しているが、離職理由としては自己実現が最も高く、自らのステップアップのために転職する看護師が一定数いることが考えられる。

- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、在宅療養支援体制の整備や、医師や看護師の確保等において、一定の成果を得ている。

【介護分】

- 地域密着型介護老人福祉施設4カ所の整備により、入所申込み者数の減少に繋がった。また認知症高齢者グループホーム2カ所の整備により、認知症高齢者への支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 居宅等における医療の提供の目標値は達成できていることから、引き続き在宅医療の充実を図る事業を実施し、かかりつけ医の定着率の目標達成を目指す。

看護職員の確保については、令和元年度から勤務環境改善事業等の取り組みを開始

し、県内就業率や離職率等の目標値を達成できるよう引き続き支援していく。

【介護分】

- 施設整備については、看護小規模多機能型居宅介護事業所等事業実施に至らなかったため、平成30年度に継続して事業者の募集を行う予定である。

4. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和元年度計画における関連目標の記載ページ ; P10,11)
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域（目標と計画期間）

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

平成 29 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,353 床 (H37)
 - ・回復期機能 263 床 (H26) → 1,227 床 (H37)
 - ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,161 床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
7,348.0 人 (H26) → 8,211 人 (H29)

- 往診を受けた患者数（6カ月）
2,147人（H26）→ 2,228人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
7施設（H26）→ 15施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
14施設（H25）→ 16施設（H29）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
107人（H25）→ 118人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等（平成27年度～28年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 531床 → 734床
- 認知症高齢者グループホーム 605床 → 686床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3カ所 → 5カ所

2. 計画期間

平成29年4月1日～平成33年3月31日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,796床（H30）
 - ・回復期機能 263床（H26）→ 459床（H30）
 - ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,494床（H30）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
7,348.0人（H26）→ 8,614人（H29）
- 往診を受けた患者数（6カ月）
2,147人（H26）→ 2,711.5人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
7施設（H26）→ 33施設以上（H29）

- 在宅療養支援歯科診療所数
14 施設 (H25) → 30 施設以上 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
107 人 (H25) → 240 人 (H30.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 531 床 → 734 床
- 認知症高齢者グループホーム 605 床 → 677 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3 カ所 → 5 カ所
- 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 1 カ所

2. 見解

【医療分】

- 慢性期病床数については、病床機能を変更した医療機関があったため、増床となった。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

4. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和元年度計画における関連目標の記載ページ ; P12,13)
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域 (目標と計画期間)

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域 (峡中地域) への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成 29 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものと

する。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 279 床 (H37)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 978 床 (H37)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 419 床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
3,915.5 人 (H26) → 4,041.5 人 (H29)
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
739 人 (H26) → 760 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
6 施設 (H26) → 7 施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
10 施設 (H25) → 11 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
48 人 (H25) → 53 人 (H29)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等（平成 27 年度～28 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 252 床 → 339 床
- 認知症高齢者グループホーム 177 床 → 195 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 6 カ所

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床（H26）→ 761 床（H30）
 - ・回復期機能 639 床（H26）→ 732 床（H30）
 - ・慢性期機能 587 床（H26）→ 427 床（H30）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
3,915.5 人（H26）→ 4,299.5 人（H29）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
739 人（H26）→ 733.5 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
6 施設（H26）→ 15 施設以上（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
10 施設（H25）→ 12 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
48 人（H25）→ 57 人（H30.4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 252 床 → 339 床
- 認知症高齢者グループホーム 177 床 → 195 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 6 カ所

2. 見解

【医療分】

- 往診を受けた患者数については、目標を達成できなかった。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズ

に対応できる医療提供体制の確保を図る。

4. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和元年度計画における関連目標の記載ページ ; P13,14)
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域（目標と計画期間）

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成 29 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 310 床 (H26) → 78 床 (H37)
- ・回復期機能 26 床 (H26) → 102 床 (H37)
- ・慢性期機能 124 床 (H26) → 83 床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）

800.0 人 (H26) → 830.0 人 (H29)

➤ 往診を受けた患者数（6 カ月）

250.5 人 (H26) → 384 人 (H29)

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

4 施設 (H26) → 5 施設 (H29)

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

2 施設 (H25) → 3 施設 (H29)

➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

20 人 (H25) → 30 人 (H29)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等（平成27年度～28年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

➤ 地域密着型介護老人福祉施設 83 床 → 143 床

2. 計画期間

平成29年4月1日～平成33年3月31日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

➤ 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数

・急性期機能 310 床 (H26) → 307 床 (H30)

・回復期機能 26 床 (H26) → 0 床 (H30)

・慢性期機能 124 床 (H26) → 143 床 (H30)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

➤ 訪問診療を受けた患者数（6カ月）

800.0 人 (H26) → 961.5 人 (H29)

➤ 往診を受けた患者数（6カ月）

250.5 人 (H26) → 318 人 (H29)

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

4 施設 (H26) → 3 施設以上 (H29)

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

2 施設 (H25) → 3 施設 (H29)

➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

20 人 (H25) → 33 人 (H30.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 83床 → 114床

2. 見解

【医療分】

- 回復期病床については、以前0のまま、慢性期病床についても増加している。また、往診を受けた患者数についても目標を達成できなかった。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

4. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和元年度計画における関連目標の記載ページ ; P14,15)
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域（目標と計画期間）

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車ですら1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成29年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 318 床 (H37)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 259 床 (H37)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 117 床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
1,782.0 人 (H26) → 2,037 人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
596.5 人 (H26) → 719 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8 施設 (H26) → 9 施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
8 施設 (H25) → 9 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
31 人 (H25) → 34 人 (H29)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等（平成 27 年度～28 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 271 床 → 407 床
- 認知症高齢者グループホーム 117 床 → 135 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 5 カ所 → 8 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 2 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 708 床 (H30)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 174 床 (H30)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 127 床 (H30)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
 - 1,782.0 人 (H26) → 2,384.5 人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
 - 596.5 人 (H26) → 696 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
 - 8 施設 (H26) → 6 施設以上 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
 - 8 施設 (H25) → 10 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
 - 31 人 (H25) → 46 人 (H30.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 271 床 → 329 床
- 認知症高齢者グループホーム 117 床 → 135 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 5 カ所 → 7 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 往診を受けた患者数については目標を達成できなかった。また、在宅看取りを実施している病院、診療所の合計数については、統計数値の取扱いが変更になったため、実数が実数が確認できなかった。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

4. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和元年度計画における関連目標の記載ページ ; P15,16)
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.1 (医療分)】 地域医療構想推進事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 29 年 10 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>患者の状態に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、医療機関の自主的な取組を推進し、不足する回復期機能を着実に充実・強化させていく必要がある。</p> <p>アウトカム指標：29 年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 182 床</p>	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想の実現に向けて医療機能の分化・連携を推進するため、急性期機能から回復期機能への転換等を行う医療機関に対し、転換に伴う施設整備費用を助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	回復期機能への転換に伴う施設整備：5 箇所	
アウトプット指標（達成値）	<p>回復期機能への転換に伴う施設整備：0 施設（H29 年度基金を活用した施設数）</p> <p>参考）H28 年度基金を活用した施設数（繰越含む） H28：1 施設、H29：5 施設、H30：2 施設</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29 年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 0 床 ・30 年度中に回復期機能へ転換した病床数 146 床 <p>（1）事業の有効性 本事業については平準化して積み立てを行っているため 29 年度基金は執行なしの状況だが、28～30 年度の間には 28 年度基金を活用し 8 施設が施設の整備を行っており、回復期への転換は着実に進んでいる。 引き続き事業の周知等を行い、基金の執行に努めていく。</p> <p>（2）事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施し、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施している。</p>	

その他	
-----	--

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.23 (医療分)】 救急搬送受入支援事業	【総事業費】 20,082 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	最終受入医療機関	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では救急専門医の人数が少ないため、救急搬送において搬送先の医療機関を速やかに決定するなど円滑な受入体制を構築することにより、救急専門医の負担を軽減し人材を確保する必要がある。	
	アウトカム指標：救急専門医 23 名 (H29) → 現状維持 (H30)	
事業の内容 (当初計画)	患者の疾病別の搬送のルール化や最終受入医療機関の継続的な確保など救急患者の受入体制を整備することにより、受入医療機関の医師のスキルアップを図るとともに、救急専門医の負担を軽減し人材の確保を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送 1 件あたりの平均受入 要請回数 1.4 回 (H28) → 1.4 回以下 (H30)	
アウトプット指標 (達成値)	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送 1 件あたりの平均受入 要請回数 1.4 回 (H28) → 1.4 回 (H30)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 救急専門医 23 名 (H29) → 20 名 (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>年々救急患者の搬送数が増加している中、救急患者の搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において、最終受入医療機関の継続的な確保により、救急専門医の負担軽減は確実に図られている。救急専門医については減員となったが、今後確保に努めていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>患者の状況等に応じた搬送医療機関への搬送をルール化し、それに従い救急搬送を実施したことにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24 (医療分)】 医療と生活をつなぐ看護人材育成事業	【総事業費】 3,639 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病院完結型医療から地域完結型医療への移行推進によって在宅療養者の増加が見込まれる中、訪問看護の体制を整備するには、新人訪問看護師の養成及び県内への訪問看護師の定着促進等、人材の育成を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H29.4.1) → 360 人 (H31.4.1)	
事業の内容 (当初計画)	本県では、常勤換算 3～5 人の小規模訪問看護ステーションが約 6 割を占めており、新人の養成ができない、県内への定着が難しく離職率が高いなど訪問看護が安定的に提供できる体制が整っていないことから、新人訪問看護師養成研修等を実施し、訪問看護師の確保・定着を図る。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師動機付け研修 (計 2 日間・20 人) ・新人訪問看護師教育研修 (計 4 回・14 人) ・新人訪問看護師採用育成支援事業 (計 29 人) ・訪問看護師養成講習会 (計 14 日間・40 人) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師動機付け研修 (計 2 日間・41 人) ・新人訪問看護師教育研修 (計 4 回・12 人) ・新人訪問看護師採用育成支援事業 (計 8 人) ・訪問看護師養成講習会 (計 14 日間・29 人) 	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H29.4.1) →378 人 (H31.4.1)	
	<p>(1) 事業の有効性 新たに訪問看護師を志す看護師が知識を得る機会となると共に、小規模訪問看護ステーションが多い中、採用後に研修を受ける機会を得ることができるようになり、訪問看護師確保の目標が達成できた。</p> <p>(2) 事業の効率性 支援センターが、新人訪問看護師養成研修を運営・管理しているため、各研修の目的の違いが明確化し、受講しやすい体制となっている。</p>	
その他		

3. 事業の実施状況

平成29年度山梨県計画に規定した事業について、平成29年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業															
事業名	【NO.1】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 1,535,862 千円														
事業の対象となる区域	県全域（中北区域、峡東区域、峡南区域、富士・東部区域）															
事業の実施主体	社会福祉法人等															
事業の期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了															
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：平成29年度末における施設・居宅系サービスの入所定員総数 9,767人															
事業の内容(当初計画)	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td style="text-align: center;">整備予定施設等</td></tr> <tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)</td></tr> <tr><td>認知症高齢者グループホーム:9床(1カ所)</td></tr> <tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所</td></tr> <tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所</td></tr> <tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所</td></tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td style="text-align: center;">整備予定施設等</td></tr> <tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)</td></tr> <tr><td>認知症高齢者グループホーム:27床(2カ所)</td></tr> <tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所</td></tr> <tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所</td></tr> <tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所</td></tr> </table> <p>・介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備</p> <p>③特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護改修事業に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>特別養護老人ホーム</td><td style="text-align: right;">: 112床(2カ所)</td></tr> </table>		整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)	認知症高齢者グループホーム:9床(1カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所	整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)	認知症高齢者グループホーム:27床(2カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所	特別養護老人ホーム	: 112床(2カ所)
整備予定施設等																
地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)																
認知症高齢者グループホーム:9床(1カ所)																
小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所																
看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所																
定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所																
整備予定施設等																
地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)																
認知症高齢者グループホーム:27床(2カ所)																
小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所																
看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所																
定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所																
特別養護老人ホーム	: 112床(2カ所)															

<p>アウトプット指標（当初の目標値）</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <p>（健康長寿やまなしプラン：平成 27 年度～平成 29 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型特別養護老人ホーム : 1,137 床 → 1,623 床 ○認知症高齢者グループホーム : 959 床 → 1,076 床 ○小規模多機能型居宅介護事業所 : 24 カ所 → 30 カ所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所 : 3 カ所 → 5 カ所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 : 5 カ所 → 13 カ所
<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型特別養護老人ホーム : 1,391 床 → 1,516 床 ○認知症高齢者グループホーム : 1,040 床 → 1,067 床 ○小規模多機能型居宅介護事業所 : 26 カ所 → 28 カ所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所 : 3 カ所 → 3 カ所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 : 5 カ所 → 8 カ所
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 平成 29 年度末施設・居宅系サービスの入所定員総 9,567 人</p> <p>（1）事業の有効性 地域密着型特別養護老人ホーム:125 床(5 カ所)、認知症高齢者グループホーム:27 床(2 カ所)、小規模多機能型居宅介護事業所:2 カ所、特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護改修事業に対する支援(2 カ所)、介護医療院への転換整備(開設準備のみ 1 カ所)を行い、地域密着型サービスの提供体制を推進した。</p> <p>（2）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.2 (介護分)】 主任介護支援専門員養成研修事業	【総事業費】 4,100 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：一般社団法人山梨県介護支援専門員協会）	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成するため、ケアマネジメントプロセス等介護支援専門員業務について経験を持つ専門性の高い指導者を確保する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：介護支援専門員業務に精通し、専門性の高い主任介護支援専門員の確保を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	介護支援専門員に専門的な助言を行い、地域包括ケアシステム構築の役割を担う主任介護支援専門員の養成を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	主任介護支援専門員研修 各年度 受講者数 30 名 実施回数 1 コース（12 日間）	
アウトプット指標（達成値）	主任介護支援専門員研修 平成 29 年度 実施回数 1 コース、修了者数 28 名 平成 30 年度 実施回数 1 コース、修了者数 51 名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p>主任介護支援専門員研修修了者数 平成 28 年度末 426 名、平成 29 年度末 454 名 平成 30 年度末 505 名</p> <p>（1）事業の有効性 地域包括ケアシステムの構築に向けて、利用者の自立支援に資するケアマネジメントなど個別支援を通じた地域づくりを実践でき、他の介護支援専門員に対する助言や指導など人材育成等の役割を担う主任介護支援専門員を養成することができた。 平成 30 年 4 月介護報酬改正により「居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員」となったため受講希望者が大幅に増加した。</p> <p>（2）事業の効率性 他の介護支援専門員への助言や指導の役割を果たせる主任介護支援専門員を養成できるよう、委託先において効率的</p>	

	な研修実施に努めた。
その他	

平成 28 年度山梨県計画
に関する事後評価

令和 2 年 0 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無	1
(2) 審議会等で指摘された主な内容	1

2. 目標の達成状況

3. 事業の実施状況

【医療分】

[事業区分1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の 施設又は設備の整備に関する事業	17
[事業区分4] 医療従事者の確保に関する事業	20

【介護分】

[事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業	33
[事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業	35

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・平成28年5月24日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成28年7月13日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年5月23日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成29年2月 1日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成29年2月 6日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年8月 1日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年7月31日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成31年3月20日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和元年7月 2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和元年8月23日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・令和元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

平成30年度終了時における目標の達成状況については、次のとおりである。

なお、計画に基づき実施した事業ごとの目標の達成状況については、「3. 事業の実施状況」に記載する。

■山梨県全体（目標と計画期間）

1 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1「山梨県地域保健医療計画」（平成25年度～平成29年度）

（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2「健康長寿やまなしプラン」（平成27年度～平成29年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

➤ 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・ 高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（H37）
- ・ 急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（H37）
- ・ 回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（H37）
- ・ 慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

- かかりつけ医の定着率 58.7%（H24）→ 65%（H29）
- がんの年齢調整死亡率（75歳未満（人口10万対））78.2（H22）→ 69.0（H29）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
13,008人（H22）→ 14,311人（H29）
- 往診を受けた患者数（6カ月）
3,429人（H22）→ 3,773人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25施設（H20）→ 30施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
34施設（H25）→ 39施設（H29）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183人（H21）→ 203人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,197床（43カ所）→ 1,391床（50カ所）
- 認知症高齢者グループホーム 966床（68カ所）→ 1,038床（72カ所）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 6カ所 → 8カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 79人/月分（3カ所）→ 108人/月分（4カ所）

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 医師数 1,887人（H22）→ 2,130人（H29）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7人（H22）→ 9,634.2人（H29）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22）→ 74.8%（H29）
- ナースセンター事業再就業者数 566人（H22）→ 575人（H29）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 8%（H29）
- MFICU病床数（診療報酬対象） 6床（H24）→ 6床（H29）
- NICU病床数（診療報酬対象） 27床（H24）→ 27床（H29）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高年生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程

を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 平成 37 年度の都道府県で必要となる介護人材の需給状況、介護人材等の確保に向けた取組 上記対象事業の実施等により平成 30 年までに 327 人の供給改善を図る。

2 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 1,149 床 (H30)
 - ・急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,572 床 (H30)
 - ・回復期機能 928 床 (H26) → 1,365 床 (H30)
 - ・慢性期機能 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30)
- かかりつけ医の定着率 58.7% (H24) → 58.9% (H29)
- がんの年齢調整死亡率（75歳未満（人口10万対））78.2 (H22) → 67.8 (H29)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
13,008 人 (H22) → 20,718.5 人 (H29)
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
3,429 人 (H22) → 4,459 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25 施設 (H20) → 57 施設以上 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数 34 施設 (H25.1) → 55 施設 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183 人 (H21) → 376 人 (H30.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,197床（43カ所） → 1,391床（50カ所）

- 認知症高齢者グループホーム 966床（68カ所）→ 1,020床（71カ所）
※外1カ所は、基盤整備を支援（開設準備はH29計画で支援）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 6カ所 → 7カ所
※外1カ所は、施設整備は自主財源で実施したため、開設準備に関する支援
- 整備の目標としていた看護小規模多機能型居宅介護事業所は、事業所からの応募がなく施設整備には至らなかったため、小規模多機能型居宅介護事業所で執行
608人／月分（25カ所）→626人／月分（26カ所）

④ 医療従事者の確保

- 医師数 1,887人（H22）→ 1,990人（H28）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7人（H22）→ 10,129.9人（H30）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22.3）→ 76.3%（H31.3）
- ナースセンター事業再就業者数 566人（H22）→ 320人（H30）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 9.4%（H29）
- MFICU病床数（診療報酬対象） 6床（H24）→ 6床（H29）
- NICU病床数（診療報酬対象） 27床（H24）→ 30床（H29）

⑤ 介護従事者の確保

- 現在計画期間中であるため、計画終了時点での介護職員の需給改善状況により判断する。

2) 見解

【医療分】

- かかりつけ医の定着率については微増に留まり、ナースセンター事業再就業者数及び病院看護職員離職率についても、目標が達成できなかった。
ナースセンター事業再就業者数は平成28年度から集計方法を変更した影響で数値が減少している（短期の就業について延べ人数でカウントしていたものを実人数に修正した）。
病院看護職員離職率は増加しているが、離職理由としては自己実現が最も高く、自らのステップアップのために転職する看護師が一定数いることが考えられる。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、在宅療養支援体制の整備や、医師や看護師の確保等において、一定の成果を得ている。

【介護分】

- 地域密着型介護老人福祉施設7カ所の整備により、入所申込み者数の減少に繋がった。また認知症高齢者グループホーム4カ所の整備により、認知症高齢者への支援体制の向上が図れた。

- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3) 改善の方向性

【医療分】

- 居宅等における医療の提供の目標値は達成できていることから、引き続き在宅医療の充実を図る事業を実施し、かかりつけ医の定着率の目標達成を目指す。
- 看護職員の確保についても、就業看護職員数は増加していることから、令和元年度から始まる勤務環境改善事業等の取り組みを進め、離職率等の目標値を達成できるよう引き続き支援していく。

【介護分】

- 今後も引き続き、介護職員の確保のための事業を積極的に展開していく。

4) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域（目標と計画期間）

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

平成28年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床(H26) → 1,353床(H37)
 - ・回復期機能 263床(H26) → 1,227床(H37)

・慢性期機能 1,486床 (H26) → 1,161床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数 (6カ月)
7,464人 (H22) → 8,211人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6カ月)
1,900人 (H22) → 2,090人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13施設 (H20) → 15施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
14施設 (H25) → 16施設 (H29)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96人 (H21) → 106人 (H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 531床 (19カ所) → 589人 (21カ所)
- 認知症高齢者グループホーム 594床 (43カ所) → 648床 (46カ所)
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3カ所 → 5カ所

2. 計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

□中北区域 (達成状況)

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床 (H26) → 1,796床 (H30)
 - ・回復期機能 263床 (H26) → 459床 (H30)

・慢性期機能 1,486床 (H26) → 1,494床 (H30)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数 (6カ月)
- 7,464人 (H22) → 8,614人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6カ月)
- 1,900人 (H22) → 2,711.5人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13施設 (H20) → 33施設以上 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数 14施設 (H25.1) → 30施設以上 (H29)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96人 (H21) → 240人 (H30.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 531床 (19カ所) → 618人 (22カ所)
- 認知症高齢者グループホーム 594床 (43カ所) → 648床 (46カ所)
※外1施設は基盤整備のみ支援 (開設準備はH29計画で支援)
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3カ所 → 4カ所
※外1カ所は施設整備は自主財源で実施したため、開設準備に関する支援

2) 見解

【医療分】

- 慢性期病床数については、病床機能を変更した医療機関があったため、増床となった。その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

4) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域 (目標と計画期間)

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成 28 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

➤ 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数

・急性期機能 776 床 (H26) → 279 床 (H37)

・回復期機能 639 床 (H26) → 978 床 (H37)

・慢性期機能 587 床 (H26) → 419 床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

➤ 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)

2,977 人 (H22) → 3,275 人 (H29)

➤ 往診を受けた患者数 (6 カ月)

527 人 (H22) → 580 人 (H29)

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

4 施設 (H20) → 5 施設 (H29)

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

10 施設 (H25) → 11 施設 (H29)

➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

36 人 (H21) → 40 人 (H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 252床（9カ所）→ 281床（10カ所）
- 認知症高齢者グループホーム 177床（11カ所）→ 195床（12カ所）

2. 計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

□ 峡東区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 761床（H30）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 732床（H30）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 427床（H30）

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
2,977人（H22）→ 4,299.5人（H29）
- 往診を受けた患者数（6カ月）
527人（H22）→ 733.5人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4施設（H20）→ 15施設以上（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数 10施設（H25.1）→ 12施設（H29）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36人（H21）→ 57人（H30.4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 252床（9カ所）→ 301床（10カ所）
※H29は20床支援、外1カ所は基盤整備のみ支援
- 認知症高齢者グループホーム 177床（11カ所）→ 177床（11カ所）
※1カ所設置されたが、施設整備は法人の自主財源で実施したため、開設準備のみ支援

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

3) 改善の方向性

【医療分】

- 特になし。

4) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域（目標と計画期間）

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需用が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成 28 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 310 床 (H26) → 78 床 (H37)
- ・回復期機能 26 床 (H26) → 102 床 (H37)
- ・慢性期機能 124 床 (H26) → 83 床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
716 人 (H22) → 788 人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
349 人 (H22) → 384 人 (H29)

- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
0 施設 (H20) → 1 施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
2 施設 (H25) → 3 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
27 人 (H21) → 30 人 (H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床 (4 カ所) → 143 床 (5 カ所)

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

□ 峡南区域 (達成状況)

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310 床 (H26) → 307 床 (H30)
 - ・回復期機能 26 床 (H26) → 0 床 (H30)
 - ・慢性期機能 124 床 (H26) → 143 床 (H30)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
716 人 (H22) → 961.5 人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
349 人 (H22) → 318 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
0 施設 (H20) → 3 施設以上 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数 2 施設 (H25.1) → 3 施設 (H29)

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
27 人 (H21) → 33 人 (H30.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床 (4 カ所) → 114 床 (4 カ所)

2) 見解

【医療分】

- 回復期病床については、以前0のまま、慢性期病床についても増加している。また、往診を受けた患者数についても目標を達成できなかった。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対する補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

4) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域（目標と計画期間）

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成28年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 318 床 (H37)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 259 床 (H37)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 117 床 (H37)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
1,851 人 (H22) → 2,037 人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
653 人 (H22) → 719 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8 施設 (H20) → 9 施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
8 施設 (H25) → 9 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24 人 (H21) → 27 人 (H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 300 床 (11 カ所) → 378 床 (14 カ所)
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 人/月分 (0 カ所) → 29 人/月分 (1 カ所)

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

□富士・東部区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 708 床 (H30)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 174 床 (H30)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 127 床 (H30)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
1,851 人 (H22) → 2,384.5 人 (H29)
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
653 人 (H22) → 696 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8 施設 (H20) → 6 施設以上 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数 8 施設 (H25.1) → 10 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24 人 (H21) → 46 人 (H30.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 300 床 (11 カ所) → 329 床 (12 カ所)
- 小規模多機能型居宅介護事業所 29 人/月分 (1 カ所) → 47 人/月分 (2 カ所)

2) 見解

【医療分】

- 往診を受けた患者数については目標を達成できなかった。また、在宅看取りを実施している病院、診療所の合計数については、統計数値の取扱いが変更になったため、実数が実数が確認できなかった。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

3) 改善の方向性

【医療分】

- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニ

ーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

4) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況 【医療分】

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1 (医療分)】 地域医療構想推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 100,465 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 28 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	患者の状態に応じた適切な医療を切れ目なく提供するため、急性期機能や慢性期機能の見直しを図りながら、不足する回復期機能を着実に充実・強化させていく必要がある。	
	アウトカム指標：不足する回復期機能の病床整備 928 床 (H26) → 2,566 床 (H37) (1,638 床増)	
事業の内容 (当初計画)	地域医療構想の実現に向けて医療機能の分化・連携を推進するため、急性期機能から回復期機能への転換等を行う医療機関に対し、転換に伴う施設整備費用等を助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	回復期機能への転換に伴う施設整備 4 箇所	
アウトプット指標 (達成値)	回復期機能への転換に伴う施設整備 H28 : 1 箇所、H29 : 5 箇所、H30 : 2 箇所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 不足する回復期機能の病床整備 928 床 (H26) → 1,365 床 (H30) (437 床増)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、地域医療構想の実現に向けて、不足する回復期機能の充実・強化や、地域医療連携体制を構築するための取組が推進されている。施設整備の目標数は達成したが、まだ残額があるため、引き続き補助金活用の周知に努めていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>各医療機関に対して定期的に意向調査を実施し、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施している。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.3 (医療分)】 医療機能分化・連携推進人材育成事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 422 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県医師会	
事業の期間	平成 28 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病床の機能分化・連携の推進を図るためには、県民へのかかりつけ医制度の意識づけや、病院とかかりつけ医の役割分担と円滑な連携によって、身近な地域で適切な医療や介護のサービスを受けられる体制を構築することが必要不可欠である。	
	アウトカム指標： <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少 ・ かかりつけ医を持つ割合 58.7% (H24) → 65% (H29) 	
事業の内容(当初計画)	身近な地域で医療を受ける体制の構築を図るため、病床の機能分化・医療介護連携に必要な人材の育成研修や、県民向け普及啓発事業の実施を支援することにより、病床の機能分化・連携の推進を図る。	
アウトプット指標(当初の目標値)	病床の機能分化・医療介護連携の推進に向けた人材育成数 年間 50 人	
アウトプット指標(達成値)	<p>平成 28 年度には、かかりつけ医研修(全 10 講座中 4 講座)が実施され、63 人の医師が受講した。</p> <p>平成 29 年度には、かかりつけ医研修(全 10 講座中 4 講座)が実施され、75 人の医師が受講した。</p> <p>平成 30 年度には、かかりつけ医研修(全 10 講座中 4 講座)が実施され、58 人の医師が受講した。</p>	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： <ul style="list-style-type: none"> ・ 慢性期機能病床数 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30) ・ かかりつけ医を持つ割合 58.7% (H24) → 58.9% (H29) 	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>診療所医師を対象とする、かかりつけ医の育成に必要な研修会が開催され、慢性期病床数は減少しているものの、かかりつけ医を持つ割合は微増に留まり目標に達していない。引き続き医師会と連携し、かかりつけ医の周知に努めていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>かかりつけ医機能に対する診療報酬である地域包括診療料の算定の研修要件となっている研修を実施する山梨県医師会を支援することにより、かかりつけ医の人材育成が効率的に推進された。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.20 (医療分)】 災害医療研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 860 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨外傷研究会 (事務局：山梨県立中央病院救命救急センター)	
事業の期間	平成 28 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	甚大な被害が想定される南海トラフ地震等に備え、有事の急激な医療ニーズに対応できるよう、全ての病院において医療従事者の災害対応力の向上を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 医療救護班登録病院数の増加 47 病院 (H27 年度) → 県内全 60 病院 (H31 年度)	
事業の内容 (当初計画)	早期に災害時医療救護体制の強化を図る必要があることから、災害時等に対応できる一般医療従事者を計画的に養成するため、MCL S 研修 (多数傷病者への対応標準化トレーニングコース) の実施に対して助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ MCL S 研修の実施回数・参加人数 (H28 計 4 回 60 人、H29 計 6 回 90 人、H30 計 6 回 90 人) ・ 研修受講者のうちに占める病院関係者の受講者割合の増 3 割 (H27) → 5 割 (H30) 	
アウトプット指標 (達成値)	<p>平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MCL S 研修の実施回数・参加人数 2 回・ 受講者全体の人数 66 人 (うち病院関係者 19 人) ・ 病院関係者の受講割合 28.8% <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MCL S 研修の実施回数・参加人数 4 回 受講者全体の人数 138 人 (うち病院関係者 34 人) ・ 病院関係者の受講割合 24.6% <p>平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MCL S 研修の実施回数・参加人数 3 回 受講者全体の人数 102 人 (うち病院関係者 33 人) ・ 病院関係者の受講割合 32.4% 	

事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医療救護班登録病院数の増加 47病院（H27年度）→ 53病院（H30年度）</p> <p>（1）事業の有効性 災害時等に対応できる医療従事者を計画的に養成することで、災害時の医療需要と供給の均衡が図られる。本事業により災害時等に対応できる医療従事者を養成することができ、医療救護班登録病院数が増加するなど一定の効果は得られたが、目標には達しなかった。今後は、県で毎年実施している災害医療従事者研修会などを通じ、引き続き、医療救護班登録病院の確保に努めていく。</p> <p>（2）事業の効率性 甚大な被害が想定される南海トラフ地震等に備え、早期の災害時医療救護体制の充実が見込まれる。当該事業により病院関係者の受講が増加し、県全体の災害対応能力の底上げが図られた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.31 (医療分)】 医学生等体験研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 356 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県では4つの二次医療圏のうち1つの医療圏に医師が偏在している状況にあり、また在宅医療提供体制が不十分な状況にあるため、将来の地域医療従事者・在宅医療従事者を確保するために、学生のうちから意識付けを図ることが必要である。</p> <p>アウトカム指標： 地域偏在の解消 [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] ・中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H28) → 1.4 倍 (H34) ・中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H28) → 2.4 倍 (H34) ・中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H28) → 1.9 倍 (H34) 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計 50 施設(H27) → 56 施設以上(H30)</p>	
事業の内容(当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の地域偏在の解消に向け、医学生の地域医療への意識付けを図るため、山梨大学地域卒医学生等を対象に、地域の医療機関を活用した継続的な体験実習の実施を支援する。 ・在宅医療に取り組む医療従事者の確保に向け、在宅医療への意識付けを図るため山梨大学・県立大学の医学生・看護学生を対象に、在宅医療機関での体験実習の実施を支援する。 	
アウトプット指標(当初の目標値)	地域卒医学生等の地域医療機関での体験実習	15 人
	医学生・看護学生の在宅医療体験研修	30 人
アウトプット指標(達成値)	地域卒医学生等の地域医療機関での体験実習	0 人 (※大学のカリキュラムに必修化されたため)
	医学生・看護学生の在宅医療体験研修	12 人
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] ・中北区域／峡東区域 1.527 倍 (H28) → 1.513 倍 (H30) ・中北区域／峡南区域 2.550 倍 (H28) → 2.546 倍 (H30) ・中北区域／富士・東部区域 2.031 倍 (H28) → 1.973 倍 (H30) 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計 50 施設(H27) → 57 施設以上(H30)</p>	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅医療体験実習は、医学生等への在宅医療への意識付けを図り医師の地域偏在の解消を図った。偏在指標は平成30年度の数値は若干減少傾向にある。今後、学生への周知等大学とも連携を深め、一層の地域医療及び在宅医療への意識付けを進め、目標達成を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>医学生の体験実習に関するノウハウを持っている山梨大学医学部に対し助成することにより、効率的な事業の実施が図られた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.32 (医療分)】 NICU 入室児担当手当支給事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 690 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	新生児担当手当を支給する医療機関	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の NICU は 30 床であり、新生児医療担当医師数は 36 人と充足しているとはいえず、現状の医師数を最低限維持するためにも、新生児医療担当医への支援が必要となる。	
	アウトカム指標：新生児医療担当医師数の維持・確保 現状 36 人 (H29) → 36 人を維持 (H30)	
事業の内容 (当初計画)	新生児医療担当医師に対し手当を支給する医療機関を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	新生児医療担当医 7 人への手当支給	
アウトプット指標 (達成値)	新生児医療担当医 9 人への手当支給	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 新生児医療担当医師数の維持・確保 36 人 (H29) → 35 人 (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業は目標の到達には至らなかったが、手当支給者数は増加しており、一定程度の効果が得られた。令和元年度以降も本事業を継続していくことにより、医師の確保を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>勤務環境が過酷とされる医師の確保及び勤務継続のため、当該医師に対する助成制度として効率性の高い (無駄のない) 事業と考える。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.33 (医療分)】 小児救急医療体制確保事業 (小児救急電話相談事業)	【総事業費 (計画期間の総額)】 21,072 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (甲府市医師会委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内の小児救急医数は充足しているとはいえないため、地域における小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進するとともに、小児救急医の負担軽減を図るため、休日・夜間等における不要・不急の受診を抑制する必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 電話相談のうち、翌日以降の受診又は受診不要と回答した割合 27.0% (H28) → 27.0% を維持 (H30)</p>	
事業の内容 (当初計画)	休日・夜間等に小児患者の保護者等向けの専門の看護師による電話相談体制を整備する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>継続的な小児救急電話相談の実施日数・相談件数 年間 365 日 (H28) → 目標 年間 365 日 (H30) 年間 13,031 件 (H28) → 目標 年間 13,031 件以上 (H30)</p>	
アウトプット指標 (達成値)	<p>継続的な小児救急電話相談の実施日数・相談件数 年間 365 日 (H28) → 年間 365 日 (H30) 年間 13,031 件 (H28) → 年間 13,631 件 (H30)</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 電話相談のうち、翌日以降の受診又は受診不要と回答した割合 27.0% (H28) → 25.9% (H30)</p> <p>(1) 事業の有効性 年間の電話相談件数は増加している。翌日以降の受診又は受診不要と回答した割合が減っているが、適切な電話相談を行った結果であり、引き続き事業を継続し、医師の負担軽減を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性 小児初期救急医療センター事業を実施する甲府市医師会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.34 (医療分)】 救急搬送受入支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 11 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	最終受入医療機関	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では救急専門医の人数が少ないため、救急搬送において搬送先の医療機関を速やかに決定するなど円滑な受入体制を構築することにより、救急専門医の負担を軽減し人材を確保する必要がある。	
	アウトカム指標：救急専門医 23 名 (H29) → 23 名を維持 (H30)	
事業の内容 (当初計画)	患者の疾病別の搬送のルール化や最終受入医療機関の継続的な確保など救急患者の受入体制を整備することにより、受入医療機関の医師のスキルアップを図るとともに、救急専門医の負担を軽減し人材の確保を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送 1 件あたりの平均受入要請回数 1.4 回 (H28) → 1.4 回以下 (H30)	
アウトプット指標 (達成値)	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送 1 件あたりの平均受入要請回数 1.4 回 (H28) → 1.4 回 (H30)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 救急専門医 23 名 (H29) → 20 名 (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>年々救急患者の搬送数が増加している中、救急患者の搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において、最終受入医療機関の継続的な確保により、救急専門医の負担軽減は確実に図られている。救急専門医については減員となったが、今後確保に努めていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>患者の状況等に応じた搬送医療機関への搬送をルール化し、それに従い救急搬送を実施したことにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.35 (医療分)】 看護職員確保対策事業 (看護の心の健康相談事業)	【総事業費 (計画期間の総額)】 594 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員の離職率は 7.9% (H28) であり、依然として高い現状である。このため、看護職員離職予防・定着促進に向けて、専門職による相談が受けられる体制づくりが必要である。	
	アウトカム指標：病院看護職員離職率 7.9% (H28) → 7.9%を維持 (H30)	
事業の内容 (当初計画)	心の健康相談を希望する県内の看護職員を対象に、仕事に関する悩みや不安を気軽に相談できるよう臨床心理士による相談窓口を設置し、心の悩みを解消し、離職防止に繋げる。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月 1 回 (毎月実施)	
アウトプット指標 (達成値)	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月 1 回 (毎月実施)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病院看護職員離職率 7.9% (H28) → 9.4% (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>病院看護職員離職率は増加しているが、離職理由としては自己実現が最も高く、自らのステップアップのために転職する看護師が一定数いることが考えられる。今後は、勤務環境改善事業なども通じて離職率の低下を目指していく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>相談場所をナースセンターの相談室の他、地域の会場において実施するなど、相談者の利便性に配慮し、きめ細やかで効率的な事業を実施している。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.36 (医療分)】 看護職員確保対策事業 (ナースバンク事業)	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,038 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関において、看護職員が不足している中、県内病院の看護職員の離職率は 7.9% (H28) であり、依然として高い状況である。このため、潜在看護職員の把握と再就業促進に係る取り組みの強化が必要である。	
	アウトカム指標：就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28 年) → 10,742.5 人 (H35 年)	
事業の内容 (当初計画)	ナースセンターのナースバンク事業において、離職者等を含めた未就業者に対する就業支援を強化する。(ナースバンク事業における第 5 次 NCCS 更新・運用等に要する経費)	
アウトプット指標 (当初の目標値)	ナースセンターの就業相談における就業者数 430 人 (H28) → 430 人以上 (H30)	
アウトプット指標 (達成値)	ナースセンターの就業相談における就業者数 430 人 (H28) → 320 人 (H30)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28 年) → 10,129.9 (H30 年)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>ナースセンターの就業相談の利用者は減少したものの、就業看護職員数は増加している。引き続き再就業支援等を通じ、看護職員の確保を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>コンピューターシステムの導入により、求人求職情報の検索や更新が容易となり、より現状に沿った内容でのマッチング支援が行えている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.37 (医療分)】 看護職員確保対策事業 (ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業)	【総事業費 (計画期間の総額)】 994 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関において看護職員が不足している中、県内病院の看護職員の離職率は 7.9% (H28) であり、依然として高い状況である。このため、潜在看護職員の把握と再就業促進に係る取り組みの強化が必要である。	
	アウトカム指標：就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28 年) → 10,742.5 人 (H35 年)	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策を支援する。 ・ 潜在看護職員の再就業を効果的に進めるため、ナースセンターと公共職業安定所 (ハローワーク) が連携し、情報共有を行うとともに、ハローワークを巡回し就業相談を実施する。 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内 7 箇所 月 1 回・相談件数 80 件/年	
アウトプット指標 (達成値)	ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内 7 箇所 月 1 回・相談件数 107 件/年	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9 人 (H28 年) → 10,129.9 (H30 年)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>未就業者への再就業支援をすることにより、看護職員の確保が図られている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>訪問日を「木曜日」と決め、定期的に巡回することにより、相談者に相談日の周知を図ることができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.38 (医療分)】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 9,883 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	民間立看護師養成所 (3 施設)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は依然として不足しており、看護ニーズを満たしていない。県内医療機関に看護職員を安定的に供給するために、看護師等養成所の運営を支援する必要がある。	
	アウトカム指標：養成所卒業生県内就業率 78.4% (H29.3 月) → 78.4%を維持 (H31.3 月)	
事業の内容 (当初計画)	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
アウトプット指標 (達成値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 養成所卒業生県内就業率 78.4% (H29.3 月) →76.3%(H31.3 月)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>看護師等養成所の運営を支援することにより、看護職員の確保や資質の向上が図られ、目標値には達しなかったものの、県内就業率は高水準で推移している。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>養成所運営費の支援を行うことによって、養成所の抱えている問題や要望なども把握することが出来た。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.39 (医療分)】 看護職員就労環境改善事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 59 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員の離職率は 7.9% (H28) であり、依然として高い状況である。このため、離職防止の取り組みとして、多職種連携や多様な働き方等による勤務環境改善や医療提供体制等最新の動向を学ぶ機会を設け、各医療機関での対策が重要であるという認識を高める必要がある。	
	アウトカム指標：病院看護職員離職率 7.9% (H28) → 7.9%を維持 (H30)	
事業の内容 (当初計画)	看護管理者的業務に従事している者を対象に、短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や職場環境改善等に関する研修を行うとともに、最新の取組事例などの情報を提供する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数 (1 回・180 人)	
アウトプット指標 (達成値)	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数 (1 回・192 人)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病院看護職員離職率 7.9% (H28) → 9.4% (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>病院看護職員離職率は増加しているが、離職理由としては自己実現が最も高く、自らのステップアップのために転職する看護師が一定数いることが考えられる。今後は、勤務環境改善事業なども通じて離職率の低下を目指していく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>各病院・診療所の管理者等が参加する医療安全の研修会と合同で開催し、医療事故防止と併せ看護師等が健康で安心して働くことができる環境の整備について、医療機関全体で取り組むことができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.40 (医療分)】 歯科衛生士確保対策事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 3,717 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢化の進展に伴い高齢者に対する口腔ケアの必要性が増大しており、歯科医師と共に訪問歯科診療を実施し、歯科医師の指示の下に訪問歯科衛生管理指導を行う歯科衛生士の確保と資質向上を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 51 施設以上(H33)</p>	
事業の内容(当初計画)	歯科衛生専門学校の施設整備を行うとともに、新人歯科衛生士を対象とする集合研修の実施を支援し、OJTにおける臨床技術獲得を補完する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生専門学校の施設整備 1 箇所 ・新人歯科衛生士を対象とした集合研修 (2 日) の開催 75 名×2 回×3 年 	
アウトプット指標(達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生専門学校の施設整備 1 箇所 ・新人歯科衛生士を対象とした集合研修 (2 日) の開催 75 名×2 回×3 年 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 55 施設(H30)</p> <p>(1) 事業の有効性 歯科衛生専門学校の施設整備並びに新人歯科衛生士に対する研修実施により、訪問歯科衛生管理指導等を行う歯科衛生士の確保と資質向上が図られ、在宅療養支援歯科診療所も増加した。</p> <p>(2) 事業の効率性 歯科衛生専門学校を運営し、歯科衛生士の育成に豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

3. 事業の実施状況 【介護分】

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業						
事業名	【No.1 (介護分)】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,172,411 千円					
事業の対象となる区域	県全域 (中北区域、峡東区域、峡南区域、富士・東部区域)						
事業の実施主体	社会福祉法人等						
事業の期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了						
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：65歳以上人口10万人あたり地域密着型サービス施設等の定員総数950人						
事業の内容(当初計画)	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th style="text-align: center;">整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム:194床(7カ所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム:72床(4カ所)</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所:29人/月分(1カ所)</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護：2カ所</td> </tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p>		整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム:194床(7カ所)	認知症高齢者グループホーム:72床(4カ所)	看護小規模多機能型居宅介護事業所:29人/月分(1カ所)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護：2カ所
整備予定施設等							
地域密着型特別養護老人ホーム:194床(7カ所)							
認知症高齢者グループホーム:72床(4カ所)							
看護小規模多機能型居宅介護事業所:29人/月分(1カ所)							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護：2カ所							
アウトプット指標(当初の目標値)	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <p>○地域密着型特別養護老人ホーム：1,197床(43カ所) → 1,391床(50カ所)</p> <p>○認知症高齢者グループホーム：966床(68カ所) → 1,038床(72カ所)</p> <p>○看護小規模多機能型居宅介護事業所：79人/月分(3カ所) → 108人/月分(4カ所)</p> <p>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 6カ所→8カ所</p>						
アウトプット指標(達成値)	<p>○地域密着型特別養護老人ホーム：203床(7カ所)</p> <p>○認知症高齢者グループホーム：54床(3カ所) ※開設準備への助成は4カ所</p> <p>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護:1カ所 ※開設準備への助成は2カ所</p>						

	<p>○小規模多機能型居宅介護事業所：1カ所</p> <p>○特別養護老人ホームの合築・併設支援：2カ所</p>
事業の有効性・効率性	<p>地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築が進んでいる。</p>
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>地域密着型特別養護老人ホーム（203床（7カ所））、認知症高齢者グループホーム（72床（3カ所））、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1カ所）、小規模多機能型居宅介護事業所（1カ所）の施設の整備を行い、地域密着型サービスの提供体制を推進した。また、特別養護老人ホームの合築・併設（2カ所）の支援を行った。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.3 (介護分)】 福祉・介護の仕事の魅力発信事業 (介護の魅力 ～「深さ」と「楽しさ」～の発信)	【総事業費】 12,554 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。 アウトカム指標:平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容 (当初計画)	福祉・介護の仕事の魅力を広く発信し、福祉・介護の仕事に関するイメージアップと理解の促進を図るため、福祉・介護の仕事への理解を深めてもらう講演会や、先進的な事業を展開している介護事業所や NPO など働く職員による介護体験などをテーマとしたシンポジウム、介護体験、福祉・介護に関する展示・相談ブースの設置等のイベントを開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・イベントの開催 各年度 1 回、参加目標者数 各年度 150 名	
アウトプット指標 (達成値)	・イベントの開催 平成 28 年度 開催回数 1 回、参加者数 180 名 平成 29 年度 開催回数 1 回、参加者数 222 名 平成 30 年度 開催回数 1 回、参加者数 212 名	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 広く県民に対し、福祉・介護の仕事の魅力について、幅広く情報発信することにより、福祉・介護への理解を深め、将来に亘る福祉・介護人材の雇用の継続、確保が期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 イベントの周知を広く一般県民に行うと同時に、養成学校や介護事業所など関係機関にも行うことで、多くの興味ある県民に対し効率的に事業周知ができた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.4 (介護分)】 福祉・介護人材確保対策情報発信事業	【総事業費】 2,485 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	中学生・高校生をはじめとする一般県民を対象に、福祉・介護の仕事の魅力を発信するため、各種広報媒体を利用した一体的な広報を展開する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ CM の放送 15 秒 CM×1 回 ・新聞広告 1 回 	
アウトプット指標（達成値）	<p>平成 28 年度 新聞広告 7 回、新聞折込チラシ 3 回、フリーペーパー掲載 他</p> <p>平成 29 年度 新聞広告 7 回、新聞折込チラシ 4 回、フリーペーパー掲載 他</p> <p>平成 30 年度 新聞広告 7 回、フリーペーパー掲載 他</p>	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>福祉・介護に興味のある方に対し、新聞広告や新聞折込により広く一般県民向けの内容で周知することで、福祉・介護人材の認知度向上に繋がった。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>新聞折込チラシを事業ごとに配布地域を変えるなど、委託先において、効率的な事業執行に努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.6 (介護分)】 求人・求職のマッチング機能強化事業	【総事業費】 41,371 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援専門員の配置 2 名配置 ・求職者支援活動（ハローワーク訪問活動） ・求人・求職開拓活動 	
アウトプット指標（当初の目標値）	・マッチングによる雇用創出目標数 各年度 33 名	
アウトプット指標（達成値）	・マッチングによる雇用創出数 平成 28 年度 6 名、平成 29 年度 2 名、平成 30 年度 2 名	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。</p>	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.8 (介護分)】 介護職員等医療的ケア研修事業	【総事業費】 5,639 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 委託研修機関)	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護保険施設等において、医療的ケアのニーズが高まっており、対応可能な人材を育成する必要がある。 アウトカム指標: 山梨県内で必要とされる医療的ケアに対応可能な人材の確保	
事業の内容 (当初計画)	特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護職員等に、たんの吸引・経管栄養等医行為について、国が定める一定の研修 (第一号・第二号研修) を実施し、医療的ケアのニーズに対応可能な人材の確保とサービスの質の向上を図り、介護基盤を強化する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成講習 80 名×1 回 講義・演習 1.5 日 (H30 終了) ・基本研修 45 名×1 コース 講義 50 時間 筆記試験・演習 2 日間及び評価 (H28 終了) ・実地研修 45 名×1 コース 事業所内での実習 (H28 終了) ・医療的ケア検討委員会 2 回、研修部会 1 回 (H29 終了) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成講習 (H28: 62 名、H29: 47 名、H30: 46 名) ・基本研修 (H28: 45 名) ・実地研修 (H28: 42 名) ・医療的ケア検討委員会 (H28: 2 回、H29: 1 回) 研修部会 (H28: 1 回、H29: 1 回) 	
事業の有効性・効率性	<p>これまでの基本研修、実地研修により医療的ケア実施可能な介護職員の養成を一定数確保できた。</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>高齢者や障害者に対して適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することにより、痰の吸引や経管栄養を安全に実施する体制整備が図られた。</p> <p>また、医療的ケア検討委員会により、研修水準の向上や職場内における安全管理体制の確保等、安全・安心な医療的ケアの実施体制の基盤整備が図られた。</p>	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>研修受講要件を設ける等、修得した技術をすぐに現場で有効に実践できる介護職員等を養成できるよう、委託先において効率的に研修が実施された。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.11 (介護分)】 認知症地域医療支援事業	【総事業費】 7,536 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 ((1) は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに委託、 (2)・(3) は山梨県医師会に委託 (5) は山梨県歯科医師会に委託)	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。 アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容 (当初計画)	地域における認知症医療支援体制の充実を図るため、次の事業を行う。 (1) 認知症サポート医の養成 (2) 認知症サポート医フォローアップ研修 (3) かかりつけ医認知症対応力向上研修 (4) 病院勤務における医療従事者向け認知症対応力向上研修 (5) 歯科医師認知症対応力向上研修 (6) 薬剤師認知症対応力向上研修 (7) 看護職員認知症対応力向上研修	
アウトプット指標 (当初の目標値)	(1) 年間養成数 10 名 (H30 3 名) (2) 年間受講者数 36 名 (3) 年間受講者数 140 名 (4) 年間実施数 3 病院 (各 50 名) (5) 年間受講者数 80 名 (6) 年間受講者数 80 名 (7) 年間受講者数 50 名 (H29～)	
アウトプット指標 (達成値)	(1) H30 養成数 5 名 (2) H30 受講者数 30 名 (3) H30 受講者数 102 名 (4) H30 実施数 3 病院 (228 名) (5) H30 受講者数 108 名 (6) H30 受講者数 76 名 未実施	
事業の有効性・効率性	サポート医の養成により、県内全市町村の初期集中支援チームの専門医の確保ができた。	
	(1) 事業の有効性 医療関係者の研修を開催することにより、認知症の理解が進み、関	

	<p>係者とのネットワークが充実し、支援体制の構築が進んでいる。</p> <p>(2) 事業の効率性 委託先等において、効率的な事業の執行に努めた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15 (介護分)】 市民後見人養成研修推進事業	【総事業費】 13,780 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	市町村	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニ ーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域 包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	市町村が実施する市民後見人養成研修及び市民後見人の支援体制 構築に向けた取り組みに対し助成する。	
アウトプット指標（当初 の目標値）	平成 30 年度は次の 6 市で市民後見人養成や支援体制構築に向 けた取り組みが行われ、令和元年度も継続して実施される見込み。 甲府市：市民後見人養成の実践研修・フォローアップ研修 山梨市：市民後見人養成フォローアップ研修、支援体制構築に 係る運営協議会 大月市：市民後見人養成フォローアップ研修 南アルプス市：市民後見人養成フォローアップ研修、支援体制 構築に係る運営委員会 笛吹市：市民後見人養成実務研修・フォローアップ研修等 中央市：市民後見人養成フォローアップ研修	
アウトプット指標（達成 値）	6 市において、研修会、フォローアップ研修等が次のとおり行 われた。 甲府市：実践研修 計 28 時間、フォローアップ研修 計 7 時 間 山梨市：検討委員会 計 8 回開催 大月市：研修（講座） 計 3 回 南アルプス市：フォローアップ研修 計 5 回、運営委員会 計 3 回開催 笛吹市：実務研修 計 15 回、フォローアップ研修 計 2 回 市民後見人候補者とのマッチング等 中央市：フォローアップ研修 計 6 回	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 後見人の人材確保や本人に寄り添ったきめ細かな支援の必要性 からこの事業の有効性が認められる。実施した 6 市においては、 市民後見人を中心とした権利擁護人材の確保、育成につながった。 (2) 事業の効率性 補助先（6 市）において、効率的な事業の執行に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16 (介護分)】 労働環境・処遇改善、人材育成力強化事業	【総事業費】 991 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。 アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	労働環境・処遇改善、人材育成力の強化の観点から、新人介護職員に対するエルダー・メンター制度等の導入を支援するための研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	職員定着化に向けた支援体制の構築と具体的な技法の習得・体得を目的とする。 ・研修受講者数 各年度 30 人	
アウトプット指標（達成値）	・研修受講者数 平成 28 年度 21 名、平成 29 年度 29 名、平成 30 年度 18 名	
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性</p> <p>施設長や管理者を含む経営層を対象に、エルダー制度・メンター制度導入支援研修を実施することで、福祉・介護人材の定着促進が期待される。</p> <p>（２）事業の効率性</p> <p>キャリアパス支援事業のマネジメント研修と一緒に周知することで、効率的に受講者を募集することができた。</p>	
その他		

平成 27 年度山梨県計画
に関する事後評価

令和 2 年 0 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス	
(1) 「事後評価の方法」の実行の有無	1
(2) 審議会等で指摘された主な内容	1
2. 目標の達成状況	2
3. 事業の実施状況	
【医療分】	
[事業区分1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の 施設又は設備の整備に関する事業	15
[事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業	16
[事業区分4] 医療従事者の確保に関する事業	18
[事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業	20

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・平成28年5月24日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成28年7月13日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年5月23日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成29年2月1日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成29年2月6日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年8月1日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年7月31日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成31年3月20日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和元年7月2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和元年8月23日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・令和元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

平成30年度終了時における目標の達成状況については、次のとおりである。

なお、計画に基づき実施した事業ごとの目標の達成状況については、「3. 事業の実施状況」に記載する。

■山梨県全体（目標と計画期間）

1 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1「山梨県地域保健医療計画」（平成25年度～平成29年度）

※2「健康長寿やまなしプラン」（平成27年度～平成29年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想策定前の現時点においても不足が明らかな、回復期機能や在宅患者の急変時の受入機能の強化を図るとともに、精神科長期入院患者の地域移行等に向けた病床の機能分化を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

➤ 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・ 高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（H37）
- ・ 急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（H37）
- ・ 回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（H37）
- ・ 慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

- かかりつけ医の定着率 58.7%（H24）→ 65%（H29）
- 精神疾患の退院率 22%（H23）→ 27%（H29）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成や訪問看護支援センターの設置等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
13,008人（H22）→ 14,311人（H29）
- 往診を受けた患者数（6カ月）
3,429人（H22）→ 3,773人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25施設（H20）→ 30施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
34施設（H25）→ 39施設（H29）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183人（H21）→ 203人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,139床（41カ所）→ 1,197床（43カ所）
- 認知症高齢者グループホーム 957床（68カ所）→ 975床（69カ所）
- 小規模多機能型居宅介護事業所 579人／月分（24カ所）
→ 608人／月分（25カ所）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 6カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 医師数 1,887人（H22）→ 2,130人（H29）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7人（H22）→ 9,634.2人（H29）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22）→ 74.8%（H29）
- ナースセンター事業再就業者数 566人（H22）→ 575人（H29）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 8%（H29）
- MFICU病床数（診療報酬対象） 6床（H24）→ 6床（H29）
- NICU病床数（診療報酬対象） 27床（H24）→ 27床（H29）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にタ

ーゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 平成 37 年度の都道府県で必要となる介護人材の需給状況、介護人材等の確保に向けた取組 上記対象事業の実施等により 327 人の供給改善を図る。

2 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 1,149 床 (H30)
 - ・急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,572 床 (H30)
 - ・回復期機能 928 床 (H26) → 1,365 床 (H30)
 - ・慢性期機能 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30)
- かかりつけ医の定着率 58.7% (H24) → 58.9% (H29)
- 精神疾患の退院率 22% (H23) → 29.5% (H28)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
13,008 人 (H22) → 20,718.5 人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
3,429 人 (H22) → 4,459 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25 施設 (H20) → 57 施設以上 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数 34 施設 (H25.1) → 55 施設 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183 人 (H21) → 376 人 (H30.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,139 床 (41カ所) → 1,197 床 (43カ所)
- 認知症高齢者グループホーム 957 床 (68カ所) → 975 床 (69カ所)

- 小規模多機能型居宅介護事業所 579人／月分（24カ所）
→ 608人／月分（25カ所）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 6カ所

④ 医療従事者の確保

- 医師数 1,887人（H22）→ 1,990人（H28）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7人（H22）→ 10,129.9人（H30）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22.3）→ 76.3%（H31.3）
- ナースセンター事業再就業者数 566人（H22）→ 320人（H30）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 9.4%（H29）
- MFICU病床数（診療報酬対象） 6床（H24）→ 6床（H30）
- NICU病床数（診療報酬対象） 27床（H24）→ 30床（H30）

⑤ 介護従事者の確保

- 現在計画期間中であるため、計画終了時点での介護職員の需給改善状況により判断する。

2) 見解

【医療分】

- かかりつけ医の定着率については微増に留まり、ナースセンター事業再就業者数及び病院看護職員離職率についても目標が達成できなかった。
ナースセンター事業再就業者数は平成28年度から集計方法を変更した影響で数値が減少している（短期の就業について延べ人数でカウントしていたものを実人数に修正した）。
また、病院看護職員離職率は増加しているが、離職理由としては自己実現が最も高く、自らのステップアップのために転職する看護師が一定数いることが考えられる。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、在宅療養支援体制の整備や、医師や看護師の確保等において、一定の成果を得ている。

【介護分】

- 地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備により、入所申込み者数の減少に繋がり、認知症高齢者への支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3) 改善の方向性

【医療分】

- 居宅等における医療の提供の目標値は達成できていることから、引き続き在宅医療の充実を図る事業を実施し、かかりつけ医の定着率の目標の達成を目指す。
- 看護職員の確保についても、就業看護職員数は増加していることから、令和元年度から始まる勤務環境改善事業等の取り組みを進め、離職率等の目標値を達成できるよう引き続き支援していく。

4) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）
 - ・急性期機能 1,962床(H26) → 1,353床(H37)
 - ・回復期機能 263床(H26) → 1,227床(H37)
 - ・慢性期機能 1,486床(H26) → 1,161床(H37)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
7,464人(H22) → 8,211人(H29)
- 往診を受けた患者数（6カ月）
1,900人(H22) → 2,090人(H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13施設(H20) → 15施設(H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
14施設(H25) → 16施設(H29)

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96 人 (H21) → 106 人 (H29)

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

□中北区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,796 床 (H30)
 - ・回復期機能 263 床 (H26) → 459 床 (H30)
 - ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,494 床 (H30)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
 - 7,464 人 (H22) → 8,614 人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
 - 1,900 人 (H22) → 2,711.5 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13 施設 (H20) → 33 施設以上 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数 14 施設 (H25.1) → 30 施設以上 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96 人 (H21) → 240 人 (H30.4)

2) 見解

【医療分】

- 慢性期病床数については、病床機能を変更した医療機関があったため、増床となった。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

4) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・急性期機能 776 床 (H26) → 279 床 (H37)
- ・回復期機能 639 床 (H26) → 978 床 (H37)
- ・慢性期機能 587 床 (H26) → 419 床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
2,977 人 (H22) → 3,275 人 (H29)
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
527 人 (H22) → 580 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4 施設 (H20) → 5 施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
10 施設 (H25) → 11 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36 人 (H21) → 40 人 (H29)

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

□ 峡東区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 761 床 (H30)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 732 床 (H30)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 427 床 (H30)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
2,977 人 (H22) → 4,299.5 人 (H29)
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
527 人 (H22) → 733.5 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4 施設 (H20) → 15 施設以上 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数 10 施設 (H25.1) → 12 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36 人 (H21) → 57 人 (H30.4)

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

3) 改善の方向性

【医療分】

- 特になし。

4) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定 (→ H28.5 策定)

- ・急性期機能 310 床 (H26) → 78 床 (H37)
- ・回復期機能 26 床 (H26) → 102 床 (H37)
- ・慢性期機能 124 床 (H26) → 83 床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
716 人 (H22) → 788 人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
349 人 (H22) → 384 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
0 施設 (H20) → 1 施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
2 施設 (H25) → 3 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
27 人 (H21) → 30 人 (H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 85 床 (3 カ所) → 114 床 (4 カ所)

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

□ 峡南区域 (達成状況)

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310 床 (H26) → 307 床 (H30)
 - ・回復期機能 26 床 (H26) → 0 床 (H30)
 - ・慢性期機能 124 床 (H26) → 143 床 (H30)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
716 人 (H22) → 961.5 人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
349 人 (H22) → 318 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
0 施設 (H20) → 3 施設以上 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数 2 施設 (H25.1) → 3 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
27 人 (H21) → 33 人 (H30.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1 カ所 29 人の整備を行った。
85 床 (3 カ所) → 114 床 (4 カ所)

2) 見解

【医療分】

- 回復期病床については、以前0のまま、慢性期病床についても増加している。また、往診を受けた患者数についても目標を達成できなかった。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対する補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

4) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（H37）
- ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（H37）
- ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
1,851人（H22）→ 2,037人（H29）
- 往診を受けた患者数（6カ月）
653人（H22）→ 719人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8施設（H20）→ 9施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
8施設（H25）→ 9施設（H29）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24人（H21）→ 27人（H29）

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 271床（10カ所） → 300床（11カ所）
- 認知症対応型共同生活事業所 117床（9カ所） → 135床（10カ所）
- 小規模多機能型居宅介護事業所 111人／月分（5カ所）
→ 140人／月分（6カ所）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

□富士・東部区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26） → 708床（H30）
 - ・回復期機能 0床（H26） → 174床（H30）
 - ・慢性期機能 151床（H26） → 127床（H30）

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
1,851人（H22） → 2,384.5人（H29）
- 往診を受けた患者数（6カ月）
653人（H22） → 696人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8施設（H20） → 6施設以上（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数 8施設（H25.1） → 10施設（H29）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24人（H21） → 46人（H30.4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 271床（10カ所） → 300床（11カ所）
- 認知症高齢者グループホーム 117床（9カ所） → 135床（10カ所）
- 小規模多機能型居宅介護事業所 111人／月分（5カ所）
→ 140人／月分（6カ所）

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 → 1カ所
※1カ所設置されたが、施設整備は法人の自主財源で実施したため、開設準備のみ支援を実施した。

2) 見解

【医療分】

- 往診を受けた患者数については目標を達成できなかった。また、在宅看取りを実施している病院、診療所の合計数については、統計数値の取扱いが変更になったため、実数が実数が確認できなかった。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

3) 改善の方向性

【医療分】

- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

4) 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.1】 医療機能分化連携推進事業	【総事業費】 99,703 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 28 年 1 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
	高齢化の一層の進展を見据え、不足する回復期機能の充実・強化等により、医療機能の分化・連携を推進し、効率的で質の高い医療提供体制を構築していく必要がある。	
	アウトカム指標：不足する回復期機能の病床整備 928 床 (H26) → 2,566 床 (H37) (1,638 床増)	
事業の内容 (当初計画)	病床の機能分化・連携体制の構築に向けて、在宅復帰を推進する回復期機能等の充実・強化を図るため、病院、診療所が行う設備整備に対して助成を行う。(回復期リハビリテーション機能の強化、急性期を経過した患者の受入機能の強化、在宅患者の急変時における受入機能の強化及び地域医療連携体制の強化に必要な設備整備)	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医療機能分化・連携のための設備整備 年間 20 箇所	
アウトプット指標 (達成値)	医療機能分化・連携のための設備整備 H27：16 医療機関 H28：9 医療機関、H29：6 医療機関、 H30：3 医療機関	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病床機能報告における回復期機能の病床数の増 928 床 (H26) → 1,365 床 (H30) (437 床増)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、地域医療構想の実現に向けて、不足する回復期機能の充実・強化や、地域医療連携体制を構築するための取組が推進されている。</p> <p>年間の活用件数は目標値に達していないが、引き続き周知に努めていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>各医療機関に対して定期的に意向調査を実施するとともに、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施している。</p>	
その他		

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業						
事業名	【No.12】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 417,675 千円					
事業の対象となる区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了						
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：65 歳以上人口 10 万人あたり地域密着型サービス施設等の定員総数 950 人						
事業の内容(当初計画)	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">整備予定施設等</td> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム:58床(2カ所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム:18床(1カ所)</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所:29人/月分(1カ所)</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護:1カ所</td> </tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p>		整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム:58床(2カ所)	認知症高齢者グループホーム:18床(1カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所:29人/月分(1カ所)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護:1カ所
整備予定施設等							
地域密着型特別養護老人ホーム:58床(2カ所)							
認知症高齢者グループホーム:18床(1カ所)							
小規模多機能型居宅介護事業所:29人/月分(1カ所)							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護:1カ所							
アウトプット指標(当初の目標値)	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <p>○地域密着型特別養護老人ホームの増：1139 床（41 カ所）→1197 床（43 カ所）</p> <p>○認知症高齢者グループホーム：948 床（67 カ所）→966 床（68 カ所）</p> <p>○小規模多機能型居宅介護事業所の増：579 人／月分（24 カ所）→608 人／月分（25 カ所）</p> <p>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 カ所→6 カ所</p>						
アウトプット指標（達成値）	<p>【平成 27 年度】</p> <p>○地域密着型特別養護老人ホーム：29 床（1 カ所）</p> <p>【平成 28 年度】</p> <p>○認知症高齢者グループホーム：18 床（1 カ所）</p> <p>【平成 29 年度】</p>						

	<p>○地域密着型特別養護老人ホーム：29 床（1 カ所）</p> <p>○小規模多機能型居宅介護事業所：29 人（1 カ所）</p> <p>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（1 カ所）</p>
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築が進んでいる。</p> <p>平成27年度に地域密着型特別養護老人ホーム（29 床（1 カ所））、平成28年度に認知症高齢者グループホーム：（18 床（1 カ所））、平成29年度に地域密着型特別養護老人ホーム：29 床（1 カ所）、小規模多機能型居宅介護事業所：29 人（1 カ所）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（1 カ所）を整備した。</p>
	<p>（2）事業の効率性</p> <p>県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.37】 産科医確保臨床研修支援事業	【総事業費】 8,681 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の分娩取扱医療機関数は、平成 16 年の 24 施設から平成 29 年では 15 施設と減少している。これは過酷な勤務状況にある産科医師の減少によるものである。このような中、新たな産科医師の確保が喫緊の課題となっている。	
	アウトカム指標： 産科医師数の維持・確保 現状 60 人（H29）→ 目標 60 人以上（H30）	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で安心してお産ができる体制の整備に向け、産科医師を養成・確保するため、県内統一の産科後期研修プログラムの運営及び研修医の募集を支援する。 ・研修プログラムの運営に当たっては、若手医師の高度専門医療への志向に対応し、ハイリスク分娩等の高度な医療技術の修得ができるよう、他大学への短期派遣研修をプログラムに位置づけるとともに、講習会等を開催するなど研修医募集活動を行い、更なる産科医師の養成・確保を図る。 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな後期研修医の確保（2 人） ・他大学への短期派遣研修の参加人数（2 人） 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな後期研修医の確保（3 人） ・他大学への短期派遣研修の参加人数（2 人） 	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 産科医師数の維持・確保 60 人（H29）→61 人（H30）	
	<p>（1）事業の有効性 研修プログラム等への支援を行うことにより、新たな産科医師を確保し、本県の産科・周産期医療提供体制の充実・確保が図られ、目標が達成できた。</p> <p>（2）事業の効率性 毎年度、研修内容の検証及び改善等を行っている事業であり、効率的に事業が執行されている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	【総事業費】 53,293 千円
事業名	【No.38】 看護師等養成所運営補助事業	
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	民間立看護師養成所（3 施設）	
事業の期間 背景にある 医療・介護ニ ーズ	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
	看護師職員は依然として不足しており、看護ニーズを満たしていない。県内医療機関に看護職員を安定的に供給するために、看護師等養成所の運営を支援する必要がある。	
	アウトカム指標：養成所卒業生県内就業率 78.4%（H29.3 月）→ 78.4%以上(H31.3 月)	
事業の内容 (当初計画)	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。	
アウトプット 指標（当初の 目標値）	当該補助により看護師等養成を行った施設数（3 施設）	
アウトプット 指標（達成値）	当該補助により看護師等養成を行った施設数（3 施設）	
事業の有効 性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 養成所卒業生県内就業率 78.4%（H29.3 月）→76.3%(H31.3 月)	
	<p>（1）事業の有効性 看護師等養成所の運営を支援することにより、看護職員の確保や資質の向上が図られ、今年度は目標値には達しなかったものの県内就業率は高水準で推移している。引き続き支援を継続し、県内就業率の目標達成を目指していく。</p> <p>（2）事業の効率性 養成所運営費の支援を行うことにより、養成所の抱えている問題や要望なども把握することができた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業		
事業名	【No.42】 職場体験事業	【総事業費】	4,746 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域		
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了		
事業の目標	職場体験実施者 H27 年度 100 人、H28 年度以降各年度 50 人 (体験日数 毎年 2 日)		
事業の達成状況	平成 27 年度	職場体験実施者 21 人	体験日数 延べ 47 日
	平成 28 年度	職場体験実施者 10 人	体験日数 延べ 24 日
	平成 29 年度	職場体験実施者 16 人、	体験日数 延べ 28 日
	平成 30 年度	職場体験実施者 15 人、	体験日数 延べ 26 日
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 実際の福祉・介護職場を体験することにより、他分野からの離職者等が、魅力ややり甲斐を感じて、福祉・介護分野への就業を選択することが期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 再就労者支援事業と共通の受入登録事業所を活用することで、より効率的に事業が執行された。</p>		
その他			

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.44】 介護人材掘り起こし事業	【総事業費】 4,302 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	福祉・介護人材を確保するため、市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会）、県シルバー人材センターを構成員とする連絡会を設置し、社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に関心を持つ中高年齢者（概ね 50 歳～64 歳）を対象に、介護基礎講座を開催する。 ・福祉・介護人材確保県連絡会（仮称）の開催回数 年間 2 回 ・中高年齢者に対する介護入門講座の受講者数 年間 200 人	
事業の達成状況	中高年齢者に対する介護入門講座の受講者数 平成 28 年度 168 人、平成 29 年度 53 人、平成 30 年度 94 人	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 社会活動を通じて介護分野に関心を持つ中高年齢者を対象に、介護基礎講座を開催することで、多様な人材の参入に向け、就労意欲のある者の掘り起こしが期待できる。</p> <p>（2）事業の効率性 市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会）、県シルバー人材センター等の関係機関と連携することにより、事業を効率よく実施した。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.45】 介護職員初任者研修助成事業	【総事業費】 16,698 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	福祉・介護人材を確保するため、福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者に対し、研修受講費等の助成を支援する。 ・研修受講費の助成者数 平成 28～29 年度 各 50 人、平成 30 年度 5 人	
事業の達成状況	研修受講費の助成者数 平成 28 年度 2 人、平成 29 年度 3 人、平成 30 年度 2 人	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者に対し支援することで、就労未経験者の就労・定着促進を図ることが期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 福祉人材センター求職登録者における無資格者に対し、事業の周知を図るとともに、求人事業所に対しても事業内容の詳細を説明し、活用の推進を図るなど、効率的な事業執行に努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.47】 福祉・介護人材キャリアパス支援事業	【総事業費】 23,473 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援するとともに、定着促進を図る。 ・職員育成キャリアパス支援研修受講者目標数 680 人（募集定員の 100%） ・キャリア形成技術指導事業受講者 300 人（ " ）	
事業の達成状況	平成 27 年度 ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 324 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 104 人 平成 28 年度 ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 146 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 84 人 平成 29 年度 ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 125 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 114 人 平成 30 年度 ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 124 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 137 人	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を習得し、キャリアパス、スキルアップを促進するための研修を実施することで、福祉・介護人材の安定的な定着を図ることが期待される。</p> <p>（2）事業の効率性 研修対象となる職員別に研修を実施することにより、事業を効率よく実施された。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.49】 介護支援専門員資質向上事業	【総事業費】 99,527 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	(1) 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 (1) 以外 平成 28 年 1 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	(1) 介護支援専門員実務従事者基礎研修事業 (H27 終了) ・実施回数 1 コース・受講人数 70 名 (2) 介護支援専門員更新研修 (法定研修) 事業 ・実施回数 各年度 1 コース・受講人数 各年度 35 名 (3) 介護支援専門員専門研修 (法定研修) 事業 ・実施回数 各年度・各研修 1 コース ・受講人数 専門研修Ⅰ H27 年度 130 名、H28 年度以降各年度 110 名 専門研修Ⅱ H27 年度 300 名、H28 年度以降各年度 280 名 (4) 介護支援専門員実務研修 (法定研修) 事業 ・実施回数 各年度 1 コース ・受講人数 各年度 210 名 (5) 介護支援専門員再研修 (法定研修) 事業 ・実施回数 各年度 1 コース ・受講人数 各年度 40 名	
事業の達成状況	(2) 介護支援専門員更新研修 (H27:39 人、H28:45 人、H29:50 人、H30:32 人) (3) 介護支援専門員専門研修 専門研修Ⅰ (H27:119 人、H28:84 人、H29:99 人、H30:83 人) 専門研修Ⅱ (H27:265 人、H28:138 人、H29:238 人、H30:237 人) (4) 介護支援専門員実務研修 (H27 : 123 人、H28 : 102 人、H29 : 188 人、H30 : 38 人) (5) 介護支援専門員再研修 (H27 : 50 人、H28 : 32 人、H29 : 26 人、 H30 : 40 人)	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 地域包括ケアシステムの中で、自立支援に資するケアマネジメントが実践できる介護支援専門員を養成することができた。 (2) 事業の効率性 各経験熟度に応じた研修を実施し、指定研修実施機関において実践能力を高める研修実施が効率的に行われた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.50】 代替要員の確保による現任介護職員等の研修支援事業	【総事業費】 23,128 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 9 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・申請件数 62 件	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に、介護サービス事業者等への事業周知、事業者等の研修・代替職員雇用計画の受理、相談業務を委託。 ・山梨県現任介護職員等研修支援助成金の創設、助成金の支給。 助成金支給申請(支払)件数 H27年度：8件 H28年度：15件 H29年度：23件 H30年度：21件 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 代替職員の雇用や研修計画の作成にあたっての相談援助業務を、公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に委託することにより、助成金の支給にとどまらず、介護サービス事業所の雇用環境改善、介護サービスの質の向上にも資することになり、事業の有効性が認められる。</p> <p>(2) 事業の効率性 県内の介護サービス事業者に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業の一部を委託することにより、効率的な事業の周知等が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.51】 再就労者支援事業	【総事業費】 448 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	求人・求職マッチング機能強化事業及び、福祉・介護キャリアパス支援事業と組み合わせて実施することにより、求職者・求人事業者にとって効率の良いプログラム実施を目指す。 対象人数 15 人程度見込	
アウトプット指標（当初の目標値）	対象人数 15 人程度	
アウトプット指標（達成値）	再就労者職場復帰プログラム実施人数 平成 28 年度 7 人、平成 29 年度 2 人、平成 30 年度 1 人	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 潜在的有資格者の求職者を対象に、個別の状況に応じた講習、実習等を組み合わせた職場復帰プログラムを実施することで、有資格者の再就労に繋がっている。</p> <p>（2）事業の効率性 職場体験事業の受入登録事業所を活用することにより、事業を効率よく実施した。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.55】 認知症対応型サービス事業者等研修事業	【総事業費】 4,350 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	(1) ~ (3) 平成 27 年 10 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日 (4) 平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 33 年 3 月 31 日 (委託先の日程による) (5) 平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・実施回数 各年度 1 コース (講義・演習 2 日間) ・受講者数 H27 年度 20 名、H28 年度以降各年度 10 名 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・実施回数 各年度 1 コース (講義・演習 2 日間) ・受講者数 H27 年度 30 名、H28 年度以降各年度 40 名 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・実施回数 各年度 1 コース (講義・演習 2 日間) ・受講者数 各年度 20 名 (4) 認知症介護指導者養成研修事業 (フォローアップ研修) ・受講者数 各年度・指導者 2 名 (講義・演習 5 日間) (5) 認知症介護基礎研修事業 ・実施回数 各年度 1 コース (講義・演習 1 日間) ・受講者数 各年度 72 名	
事業の達成状況	(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・平成 27 年度 実施回数 1 コース・修了者数 5 名 ・平成 28 年度 1 コース・ 3 名 ・平成 29 年度 1 コース・ 2 名 ・平成 30 年度 1 コース・ 3 名 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・平成 27 年度 実施回数 1 コース・修了者数 55 名 ・平成 28 年度 1 コース・ 30 名 ・平成 29 年度 1 コース・ 45 名 ・平成 30 年度 1 コース・ 21 名 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・平成 27 年度 実施回数 1 コース・修了者数 11 名 ・平成 28 年度 1 コース・ 12 名	

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度 1 コース・ 9 名 ・平成 30 年度 1 コース・ 11 名 <p>(4) 認知症介護指導者養成研修事業 (フォローアップ研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度 修了者数 1 名 ・平成 28 年度 1 名 ・平成 29 年度 1 名 ・平成 30 年度 1 名
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 認知症介護の専門的な知識・技術を修得し、質の高い介護サービスを提供するための人材の育成、確保が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 受講者への受講に関する必要事項の事前連絡や、少人数でのグループワークを取り入れる等、研修目的が達成できるよう効率的な実施に努めた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.63】 介護ロボット導入支援事業	【総事業費】 6,772 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	介護ロボット導入計画に基づき介護ロボットを導入する介護事業所	
事業の期間	平成 27 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として介護ロボット導入計画を策定して介護ロボットの導入を行う取り組みを支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護ロボットの導入数 10 機器	
アウトプット指標（達成値）	介護ロボットの導入実績 平成 30 年度 13 機器	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>当事業は現在技術開発途上の介護ロボットの導入を支援しようとする先駆的な取り組みであり、介護事業所も製品価格の推移など様子見の状態であるが、今後介護ロボットの技術開発の進展や低価格化などから、介護事業所の積極的な取り組みが期待できる。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>介護事業所が実際に介護ロボットを手にとって、その効果を実感できるようにするため、介護ロボットのデモンストレーションの場を設け、事業への理解を深めてもらうなど、効率的な事業執行に努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.64】 介護事業所内保育所運営費補助事業	【総事業費】 25,730円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成27年4月1日～平成33年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	施設内保育の運営により計画的な勤務環境改善を図る介護事業所数 H27年度 4施設 H28年度以降各年度2施設	
事業の達成状況	施設内保育の運営により計画的な勤務環境改善を図る介護事業所数 H27年度 1施設 H28年度 1施設 H29年度 1施設 H30年度 1施設	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>事業の実施により、介護事業所が事業所内に保育施設の設置しやすくなり、介護職員が働きながら子育てのできる労働環境の構築を進めることができる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>補助事業に関する説明会を開催し、介護事業所に対し広 事業の実施を呼びかけるなど、効率的 効果的な事業執行に努めている。</p>	
その他		

平成 26 年度山梨県計画
に関する事後評価

令和 2 年 0 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス	
(1) 「事後評価の方法」の実行の有無	1
(2) 審議会等で指摘された主な内容	1
2. 目標の達成状況	2
3. 事業の実施状況	
[事業区分2] 居宅等における医療の提供に関する事業	11
[事業区分3] 医療従事者の確保に関する事業	13

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・平成27年5月26日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成28年5月24日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成29年5月23日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和元年7月 2日 山梨県医療審議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

<p>全県 峡東 峡南</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分娩取扱病院・診療所数 (県全体) 15施設 → 15施設 (中北) 11施設 → 11施設 (富士・東部) 2施設 → 2施設 ○ がん医療の均てん化の推進 地域がん診療病院の整備に向けた医療機器整備の支援や技術的支援等により、県内どこでも質の高いがん医療が受けられる体制を整備する。 ・がん診療連携拠点病院等整備区域数 (県全体) 2区域 → 3区域 (峡東) 0施設 → 1施設 (峡南) 指定に向けた環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・分娩取扱病院・診療所数 (県全体) 15施設 → 15施設 (中北) 11施設 → 11施設 (富士・東部) 2施設 → 2施設 ➤ 平成26年度に事業完了 峡東区域の1施設を地域がん診療連携拠点病院に指定するとともに、峡南区域の1施設に病理診断装置を整備し、地域がん診療連携拠点病院の指定に向けた体制の整備を推進 (【No.3】 地域がん診療提供体制整備事業) ・がん診療連携拠点病院等整備区域数 (県全体) 2区域 → 3区域 (峡東) 0施設 → 1施設 (峡南) 指定に向けた環境整備 	
<p>全県 中北</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重症心身障害児(者)に対する入院医療の確保 重症心身障害児(者)の増加により不足が見込まれる重症心身障害児(者)の受入病床を増床することにより重症心身障害児(者)への適切な医療提供を確保する。 ・重症心身障害児(者)受入病床数 (中北) 214床 → 220床 <p>(2) 地域包括ケアの底上げを図るための在宅医療提供体制の確保・充実</p> <p>〔在宅医療の推進〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成27年度に事業完了 不足が見込まれる重症心身障害児(者)の受入病床を増床し、重症心身障害児(者)のレスパイト入院や在宅療養患者の急変時への対応を強化 (【No.4】 地域重症心身障害児(者)受入体制強化事業) ・重症心身障害児(者)受入病床数 (中北) 214床 → 220床 	<p>㊦</p>
<p>全県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療推進体制の整備 医療関係者及び関係多職種による協議会を設置し、在宅医療に関する課題解決に向けた体制を整備する。 ・在宅医療推進協議会設置地域数 (県全体) 0箇所 → 11箇所 (中北) 0箇所 → 4箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度、平成29年度に事業完了 県医師会における在宅医療推進に向けた体制の整備、在宅医療推進に向けた四師会会長の連携会議の開催、地区医師会における在宅医療推進協議会の設立 (【No.5】 在宅医療推進協議会設置事業) (【No.25】 在宅医療推進協議会設置事業) ・在宅医療推進協議会設置地域数 (県全体) 3箇所 (中北) 2箇所 	<p>㊦24</p>

<p>全県</p>	<p>在宅医療に取り組む医師や多職種人材を対象とした研修会の実施を支援することにより、在宅医療を担う人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療を行う医療機関数 (県全体) 95 施設 → 105 施設 <p>〔訪問看護の推進〕</p>	<p>地区医師会において多職種研修会や県民を対象とした講演会を3回開催 (【No.10】在宅医療人材育成事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療を行う医療機関数 (県全体) 95 施設(H23)→121 施設(H26) 	
<p>全県</p>	<p>○ 訪問看護の推進</p> <p>訪問看護関係者で構成する協議会の運営により、訪問看護に関する課題解決に向けた取り組みを推進するとともに、訪問看護の推進拠点を整備し、訪問看護師の確保・定着及び訪問看護ステーションの相互連携を図ることにより、訪問看護の拠点化を推進する。</p> <p>また、入院医療から在宅医療への移行期において、退院支援マネジメントの標準ツールを作成・普及することにより、適切な退院支援を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度に事業完了 訪問看護推進協議会や、訪問看護にかかる各種研修を開催するとともに、在宅ターミナルケア普及事業として、講演会等を実施 (【No.11】訪問看護推進事業) ➤ 平成26年度に事業完了 訪問看護の推進拠点機能の設置に向けた運営委員会の開催、訪問看護を活用した在宅療養の普及啓発講演会の開催、普及啓発チラシ等の作成・配布を実施 (【No.12】訪問看護推進拠点事業) ➤ 平成26年度に事業完了 退院支援マネジメントの養成検討会議や普及啓発研修の開催、退院支援マネジメントガイドラインの作成・配布を実施 (【No.13】退院支援マネジメント養成研修事業) 	<p>②6</p> <p>②7</p> <p>②8</p>
<p>全県</p>	<p>〔在宅歯科医療の推進〕</p> <p>○ 在宅歯科医療連携の推進</p> <p>在宅歯科医療連携室の機能強化や在宅歯科医療の拠点形成の推進とともに、居宅における多職種連携が可能となるツールを作成・普及することにより、多職種連携の推進等を図る。</p> <p>また、専門的口腔ケア等ができる歯科医師等の人材を育成することにより、在宅療養高齢者への適切な歯科保健医療を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会への委託により在宅歯科医療連携室を設置し、相談対応72件、在宅医療機器貸出83件、連携室運営推進協議会開催等の事業を実施 (【No.14】在宅歯科医療連携室整備事業) ➤ 平成28年度に事業完了 在宅歯科医療推進に向け、県歯科医師会館の改修を支援 (【No.16】在宅歯科医療連携拠点整備事業) ➤ 平成27年度に事業完了 県歯科医師会において在宅歯科・多職種連携ツール「お口の健康手帳」を作成・ 	<p>②9</p> <p>②</p> <p>②</p>

<p>中北</p>	<p>○ 高齢者人口の大幅な増加が見込まれる甲府市において、地域の歯科医療関係団体の協力を得て、在宅療養支援室を整備し、地域の特性に応じたきめ細やかな在宅歯科医療提供体制の構築を図る。</p>	<p>配布するとともに、介護専門員等に在宅歯科・口腔ケアに関する研修会を開催 (【No.17】在宅歯科・多職種連携推進事業)</p> <p>➤ 平成27年度、平成29年度に事業完了 県歯科医師会において、「歯科訪問診療事例集」を作成・配布 また、県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において、在宅歯科医療の人材育成に向けた研修会を実施 (【No.18】在宅歯科医療人材育成事業) (【No.19】在宅歯科連携人材育成事業) (【No.26】在宅歯科医療人材育成事業)</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会において在宅歯科診療訪問車を整備 (【No.20】在宅歯科訪問体制強化事業)</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了 甲府市歯科医師会に在宅歯科医療支援に向けた拠点となる在宅療養支援室を整備 (【No.15】地域在宅療養支援室整備事業)</p>	<p>③ ③ 30</p>
<p>全県 中北 峡東</p>	<p>【在宅医療（薬剤）の推進】</p> <p>○ 在宅療養拠点薬局の整備 地域ごとに無菌調剤設備を備えた拠点薬局を整備することにより、がん患者等が地域で安心して療養できる環境を整える。 ・無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 (県全体) 3地域 → 6地域 (中北) 1地域 → 3地域 (峡東) 0地域 → 1地域</p> <p>(3) 医師・看護師等の地域偏在解消を含む医療従事者の確保</p> <p>【医師確保対策の推進】</p> <p>○ 地域偏在対策の推進 地域医療に従事する医師のキャリ</p>	<p>➤ 平成27年度に事業完了 新たに3地域の薬局で無菌調剤室を整備 (【No.21】在宅療養拠点薬局整備事業)</p> <p>・無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 (県全体) 3地域 → 6地域 (中北) 1地域 → 3地域 (峡東) 0地域 → 1地域</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了 地域医療に対する意識付けを図るため</p>	<p>③ ③ 31</p> <p>③ 35</p>

<p>全県</p>	<p>ア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援することにより地域偏在の緩和を図る。</p> <p>地域の医療機関を活用した研修プログラムの作成、地域枠医学生に対する継続的な病院実習の実施により、地域の医療機関の医師確保を図る。</p>	<p>の各種事業（地域枠医学生等への面談、臨床研修指導医講習会や若手医師医療技術向上研修会の開催等）を実施（【No.27】地域医療支援センター運営事業）</p>	
<p>全県 富東</p>	<p>○ 診療科偏在対策の推進</p> <p>医師不足が特に著しい産科を対象に、若手医師の高度専門医療への志向に対応し、ハイリスク分娩等の高度な医療技術の修得ができるよう、キャリア形成プログラムの見直し等を行うことにより、産科医の確保を図る。</p> <p>また、産科医、新生児医療担当医の処遇改善に取り組む医療機関を支援することにより、これらの医師の確保を図る。</p>	<p>➤ 平成26年度に事業完了 地域枠医学生に対する継続的な病院実習の実施 8人（【No.26】医学生定着促進実習支援事業）</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了 産科後期研修の新規受講者数 2人（【No.29】産科医確保臨床研修支援事業）</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了 分娩手当支給医療機関 17施設（【No.30】産科医等分娩手当支給事業）</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了 新生児担当手当支給医療機関 1施設（【No.31】NICU入室児担当手当支給事業）</p> <p>➤ 地域の小児科医が発達障害児の診療等を担えるようにするためのネットワーク構築事業（診療マニュアルの作成・発行、連携シートの作成、研修会開催）を実施（【No.32】発達障害児医療支援ネットワーク構築事業）</p> <p>➤ 平成27年度に事業完了 富士・東部区域において臨床研修医を養成するための研修環境の整備を実施（【No.33】臨床研修医養成基盤整備事業）</p>	<p>継 36</p> <p>継 39</p> <p>継 37</p> <p>継 38</p> <p>複</p> <p>複</p>
<p>全県 中北</p>	<p>〔歯科医師等の確保対策の推進〕</p> <p>○ 医科・歯科連携に資する人材の養成 がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修を開催することにより、医科歯科連携を推進する。</p>	<p>➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において在宅歯科連携人材の育成に向けた研修会を開催（【No.19】在宅歯科連携人材育成事業（再掲））</p>	
<p>全県</p>	<p>○ 在宅歯科医療に対応した歯科医療従事者の養成・確保 在宅歯科医療・専門的口腔ケアに対応した質の高い歯科衛生士を養成す</p>	<p>➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会において歯科衛生士確保養成研修会を開催（【No.43】歯科衛生士確保養成支援事業）</p>	

	<p>る基盤整備を行うとともに、在宅歯科医療や医科歯科連携に資する人材の育成を進める。</p> <p>また、出産・育児等の一定期間の離職により再就業に不安を抱える女性歯科衛生士を対象に、最新の診療補助技術等の研修を行い、歯科衛生士の安定的な確保を図る。</p> <p>〔看護職員の確保対策の推進〕</p>	<p>➤ 平成27年度に事業完了 障害者やICT 教育に対応した歯科衛生専門学校改修・設備を実施 (【No.44】歯科衛生専門学校施設設備整備事業)</p>	<p>④</p>
<p>全県</p>	<p>○ 看護職員の資質向上の推進</p> <p>新人看護職員に対する臨床研修の実施、就業看護職員に対する研修を実施すること等により、看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図る。</p> <p>また、看護師等養成所の運営を支援し、教育内容の向上を図ることにより、質の高い看護師等を養成する。</p>	<p>➤ 平成26年度に事業完了 多施設合同研修（7日間）、実地指導者研修（6日間）、新人看護職員卒後研修（17病院）、新人看護師指導担当者研修（3日間）、看護職員専門分野研修（認知症看護・緩和ケア7ヶ月間）、看護職員実務研修（3～7日間）、潜在看護職員復職研修（3～5日間）、看護職員実習指導者講習会（40日間）、資質向上研修（21.5日間）等の研修事業や、認定看護師の養成事業（3名）を実施 (【No.34】新人看護職員研修事業) (【No.35】看護職員資質向上推進事業)</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了 専任教員の配置や実習経費等の補助により教育内容の向上を図った看護師等養成所数 3施設（【No.36】看護師等養成所運営費補助事業)</p>	<p>④ 45 ④ 46</p> <p>④ 52</p>
<p>全県</p>	<p>○ 看護職員確保対策の推進</p> <p>新卒看護職員のU・Iターンによる就職促進、看護の質の向上や指導管理体制の改善を行う病院へのアドバイザー派遣、看護職員の離職防止を図るための健康相談等の実施により看護職員の確保を図るとともに、ナースセンターとハローワークが情報共有した相談支援を行うことにより、潜在看護職員の再就業を効果的に進める。</p>	<p>➤ 平成26年度に事業完了 無料就職相談会（年2回）、学校訪問（2校）、就職情報誌の作成・配布（県外92校）を実施 (【No.37】看護職員確保対策事業（新卒看護職員U・Iターン就職促進事業）)</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了 各施設の要望に合ったアドバイザーを派遣（県内病院17施設 計73回） (【No.38】看護職員確保対策事業（就業環境改善アドバイザー派遣事業）)</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了 就業継続のための看護職の心の健康</p>	<p>④ 47</p> <p>④ 48</p> <p>④ 49</p>

富東	<ul style="list-style-type: none"> ○ また、看護師不足が特に著しい富士・東部地域について、看護師の地域偏在の解消に向け、地方自治体が行う大学看護学部誘致を支援することにより看護師確保を図る。 	<p>相談の計画的な実施（月2回） （【No.39】看護職員確保対策事業（看護の心の健康相談事業））</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度に事業完了 計画的な就業相談の実施（県内3ハローワーク、各3回実施（富士・東部1回）） （【No.40】看護職員確保対策事業（ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業）） ➤ 就業相談会、就業支援研修会等を実施 平成29年度まで順次事業を執行予定 （【No.41】看護職員確保対策事業（地域看護就業促進事業）） ➤ 平成27年度に事業完了 富士・東部地域において、健康科学大学看護学部が平成28年4月に開校 （【No.42】富士・東部地域看護師確保対策事業） 	<p>⑤1</p> <p>⑥</p> <p>⑥</p>
全県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 看護管理者を対象に、多様な勤務形態の導入など、看護職員の就労環境改善に必要な知識等の習得を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度に事業完了 多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修を開催 （【No.45】看護職員就労環境改善事業） 	<p>⑤4</p>
全県	<p>〔医療従事者の勤務環境改善の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院内保育所の運営支援 病院等における保育所運営を支援し、働きやすい環境を整備することにより、医療従事者の確保・定着を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度に事業完了 院内保育所運営により計画的な勤務環境改善を図った民間医療機関 6施設 （【No.46】病院内保育所運営費補助事業） 	<p>⑤3</p>
全県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児救急医、救急勤務医の負担軽減策の推進 小児救急患者の輪番制による受入体制及び小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備、救急患者の状態等に応じた搬送のルール化など、救急患者の受入体制を整備し、患者の重症度や疾患に応じた適切な救急搬送を行うことにより、休日・夜間における小児救急医療の確保と小児救急医、救急勤務医の負担軽減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度に事業完了 小児二次救急輪番体制参加病院数 8病院を維持・確保 （【No.47】小児救急医療体制確保事業（小児救急医療体制整備事業）） ➤ 平成26年度に事業完了 継続的な小児救急電話相談を実施 （【No.48】小児救急医療提供体制確保事業（小児救急電話相談事業）） ➤ 平成26年度、平成29年度に事業完了 救急患者の最終受入医療機関 	<p>⑤40</p> <p>⑤41</p> <p>⑤42</p>

<p>全県</p>	<p>② 計画期間 平成26年4月1日～平成32年3月31日</p>	<p>6施設を確保 （【No.49】救急搬送受入支援事業） （【No.50】救急搬送受入支援事業）</p>	
-----------	--	---	--

3. 事業の実施状況

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6】 在宅医療チーム形成促進事業	【総事業費】 11,881 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・複数のかかりつけ医や多職種による研修会等を開催した診療所等の数 現状：0 施設 → 目標：50 施設	
事業の達成状況	・在宅多職種の連携推進に向け、病院・診療所を中心とした 21 チームの多職種連携チームを形成、80 施設の診療所等が研修会等に参加	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 平成 26 年度から平成 30 年度の間には医師、歯科医師、看護師、ケアマネージャ等の医療・介護関係者による多職種連携チームが 21 チーム形成され、在宅多職種の連携により医療・介護サービスが切れ目無く提供される体制が構築されている。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅医療チーム形成に要する経費を助成することにより、在宅医療の実施に必要な在宅多職種のチームが効率的に形成されている。</p>	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.26】 在宅歯科医療人材育成事業	【総事業費】 2,454 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>在宅歯科医療人材の育成を図るため、歯科医療従事者等を対象に、高齢者の食支援（摂食嚥下）、終末期の緩和ケア、五疾病に対応した医科歯科連携等の研修事業の実施を支援する。</p> <p>アウトプット：在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催 (7 回・参加 500 人)</p> <p>アウトカム：在宅療養支援歯科診療所の数 42 施設(H28) → 42 施設以上(H29)</p>	
事業の達成状況	<p>アウトプット： 在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催 (H29 年度 7 回・参加 674 人) 在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催 (H30 年度 5 回・参加 423 人)</p> <p>アウトカム： 在宅療養支援歯科診療所の数 42 施設(H28) → 55 施設(H30)</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 歯科医療従事者への研修を実施することにより、在宅歯科医療に携わる歯科医療従事者の拡大及び在宅歯科医療についての知識の高度化が図られ、県内における在宅歯科医療提供体制が強化された。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅歯科医療や研修の実施について豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.32】 発達障害児医療支援ネットワーク構築事業	【総事業費】 1,923 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 発達障害の診療を標榜する医療機関 現状：13 箇所 → 目標：増加	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度 検討委員会の開催 (3 回) 研修会の開催 (1 回) 診療マニュアルの作成・発行 (200 部) ・ 平成 28 年度 検討委員会の開催 (3 回) 研修会の開催 (1 回) 診療連携に必要な連携シートの作成 ・ 平成 29 年度 検討委員会の開催 (3 回) 研修会の開催 (1 回) 診療連携パスの作成 連携シートの試行、見直し ・ 平成 30 年度 検討委員会の開催 (4 回) 研修会の開催 (1 回) 連携シートの試行、見直し 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>発達障害のある子どもがより身近な場所で医療が受けられる体制を整備する必要があることから、地域の小児科医が発達障害の診断や専門医療機関へのつなぎ、その後の診療を担えるよう、基本的な知識や診断、治療について習得する機会を確保すること、また、具体的な診療連携のための仕組みについて検討を行うことは有効である。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>多くの症例に遭遇する可能性が高く、すでに一定以上の知識と技術を有する小児科医に対し、専門機関であるこころの発達総合支援センターが事業主体となって診療連携に必要なマニュアル及び連携シートの作成や、研修等の機会を確保することで効率的に発達障害医療の質を高めることができる。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.51】 産科医確保臨床研修支援事業	【総事業費】 119 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>県内の分娩取扱医療機関数は、平成 16 年の 24 施設から平成 29 年には 15 施設と減少している。これは過酷な勤務状況にある産科医師の減少によるものである。このような中、新たな産科医師の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>アウトプット：・新たな後期研修医の確保（2 人） ・他大学への短期派遣研修の参加人数（2 人）</p> <p>アウトカム：産科医師数の維持・確保 現状 60 人（H29）→ 目標 60 人以上（H30）</p>	
事業の達成状況	<p>アウトプット：・新たな後期研修医の確保（3 人） ・他大学への短期派遣研修の参加人数（2 人）</p> <p>アウトカム：産科医師数の維持・確保 60 人（H29）→61 人（H30）</p>	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 研修プログラム等への支援を行うことにより、新たな産科医師を確保し、本県の産科・周産期医療提供体制の充実・確保が図られ、目標が達成できた。</p> <p>（2）事業の効率性 毎年度、研修内容の検証及び改善等を行っている事業であり、効率的に事業が執行されている。</p>	
その他		